

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

（修正案）

計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

令和4年3月

千 葉 県

目 次

1	計画策定の背景及び目的	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	管理が行われるべき区域	2
5	現状	2
	(1) イノシシの生息状況	2
	(2) 農作物の被害状況	5
	(3) 対策の実施状況	9
	(4) 捕獲状況	12
	(5) 捕獲者(狩猟免許所持者)の状況	17
	(6) その他	19
6	第2次計画の評価	20
	(1) 第2次計画の目標達成状況	20
	(2) 課題	22
7	第3次計画の目標	24
	(1) 目標の設定	24
	(2) 目標を達成するための基本的考え方	25
8	目標達成のための方策	26
	(1) 被害防除	26
	(2) 生息環境管理	26
	(3) 個体数管理(捕獲の取組)	27
	(4) 普及啓発及び人材育成	28
9	その他	30
	(1) 捕獲されたイノシシの食肉利用	30
	(2) 捕獲個体の処理	30
	(3) 市街地出没への対応体制の整備	30
	(4) モニタリング等の調査研究	30
	(5) 事例収集	31
	(6) 情報公開	31
	(7) 豚熱(CSF)まん延の防止	31
	(8) 実施体制	31
—	別添	—
	用語解説	34
	本文中の*については、用語解説で補足説明をした	
	引用文献	35

1 計画策定の背景及び目的

イノシシは県内において縄文時代から生息が確認されており¹⁾、江戸時代には北総地域において将軍家の「鹿狩」の中でイノシシが多数捕獲された記録が残されている²⁾。また、明治時代には、当時の東京帝国大学農科大学（現東京大学大学院農学生命科学研究科）附属千葉演習林において、イノシシの狩猟が行われている³⁾。イノシシは古くから県内に生息し、狩猟を通して人とのつながりが深く、また、生態系を構成する一要素として生物多様性の維持といった役割を担っていた。

このように、イノシシは本県在来の種であるものの、昭和 48(1973)年から昭和 60(1985)年の間は捕獲されておらず、その間、絶滅した可能性が高いとされているが⁴⁾、その確証までは得られていない。また、現在生息する個体に在来個体群の遺伝子が一部残存している可能性は現時点では否定できず⁵⁾、その後の調査においても、わずかに生存していた個体が近年個体数を回復させた可能性は否定できないとされている⁶⁾。

一方で、県内のイノシシによる特用林産物*を含む農作物（以下、「農作物」とする。）被害は、被害金額が高止まりとなっているほか、都市近郊の住宅地まで分布域が拡大する等依然として深刻な状況にあり、イノシシが市街地に出没するといった問題も発生している。

そのような中、増大するイノシシ被害に対処するため、「千葉県野生鳥獣対策本部」*において、平成 25(2013)年 1 月に「千葉県イノシシ対策計画」を策定した。また、平成 27(2015)年 5 月には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という）の施行に伴い、「千葉県イノシシ対策計画」の内容を盛り込む形で「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」（以下、第 1 次計画）を策定、平成 29(2017)年 3 月には、第 1 次計画を改定する形で「第 2 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」（以下、第 2 次計画）を策定し、被害防除・生息環境管理・捕獲等による総合的な対策を実施してきた。

また、平成 30(2018)年度から国内の飼育豚および野生イノシシにおいて、豚熱（CSF）の感染が確認されており、豚熱の県内侵入防止のため、国の通知等に基づいた個体数調整（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施するとともに、イノシシの捕獲にあたって、ウイルスを拡散させることがないように、必要な防疫措置を講じているところである。

本計画は、農作物被害の軽減及び生活環境被害等の防止を図ることを目的に、「第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」として策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 現状

(1) イノシシの生息状況

イノシシは古くから県内において生息していたが、昭和48年(1973年)から昭和60年(1985年)の間は捕獲された記録がない(図1)。

生息状況は未解明の部分が多いことから、近年の捕獲状況(図2)から推測すると、平成12(2000)年度は勝浦市、大多喜町、鴨川市、天津小湊町(現鴨川市)、鋸南町、君津市の6市町村で生息していたが、その後県南部を中心に拡大し、平成19(2007)年度頃から印旛村(現印西市)、平成22(2010)年度頃から東金市で確認されはじめ、現在では、分布域は県北部においても拡大している。

令和3(2021)年度に、県内全市町村の農家組合長等を対象とした野生獣アンケート調査(以下、R3 アンケート調査*)を実施し、令和2(2020)年度の県内の野生獣の生息状況や農作物被害状況を聞き取りした。

その結果、イノシシの生息の把握状況を見ると(図3)、「生息を把握している」という回答は、県北部の一部を除いた地域から得られた。

また、イノシシの増減については、多くの生息地で、「数が増えた」という回答が得られた(図4)。

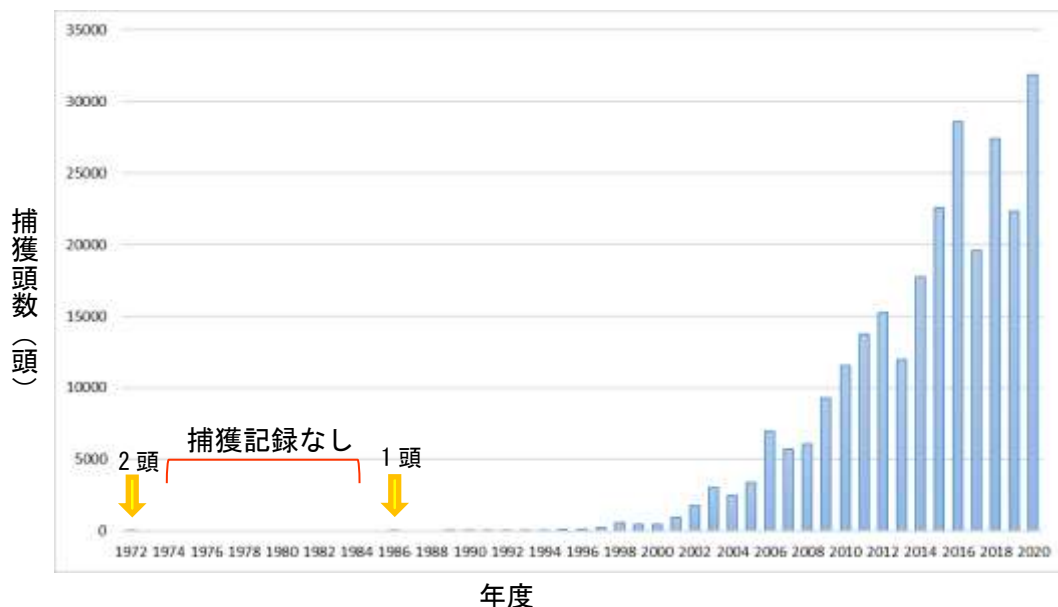


図1 イノシシ捕獲頭数の推移

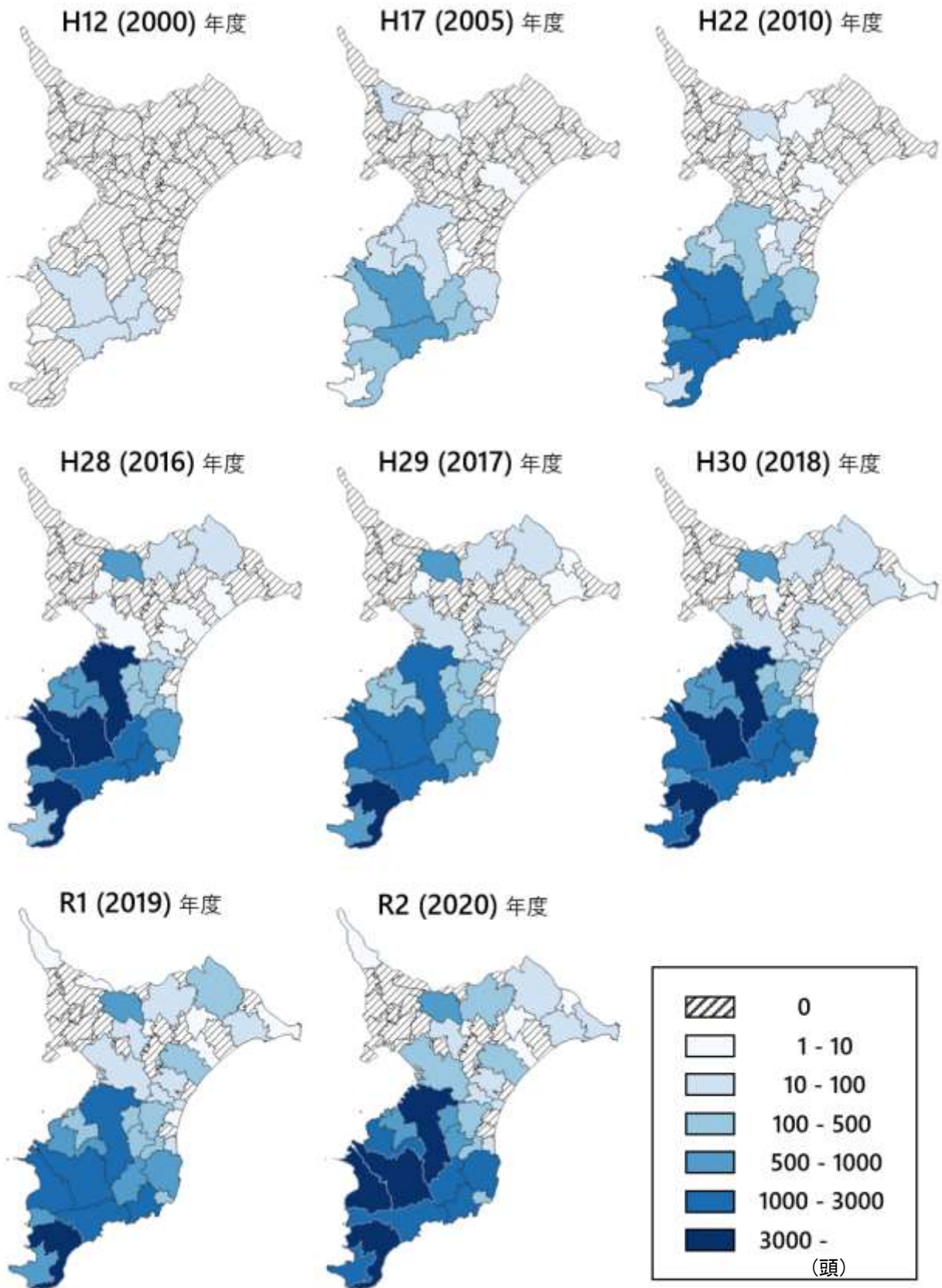


図2 イノシシの市町村別有害鳥獣捕獲頭数

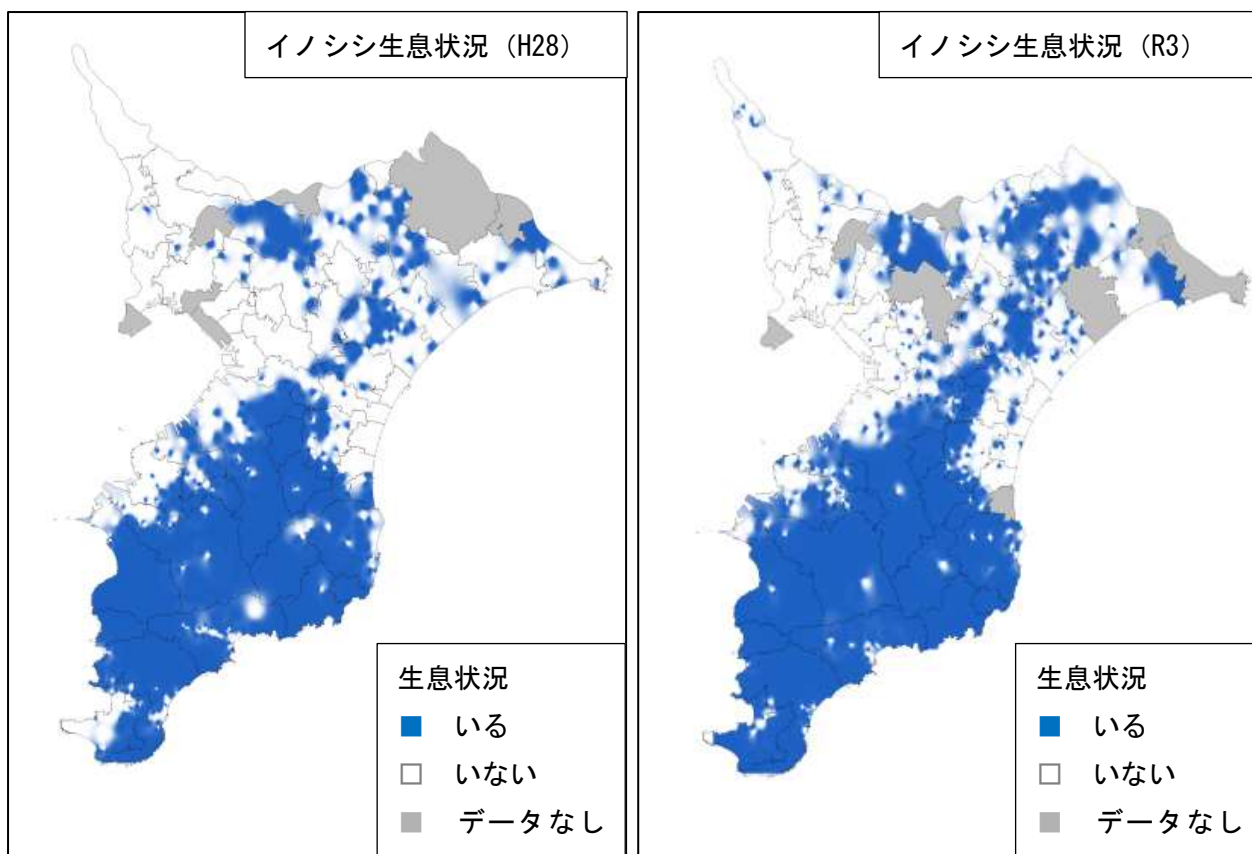


図3 県内でのイノシシの生息の把握状況調査結果 (R3 アンケート調査、n=2,837)
イノシシが地域に「いる」か「いない」のいずれであるかの調査を行った。

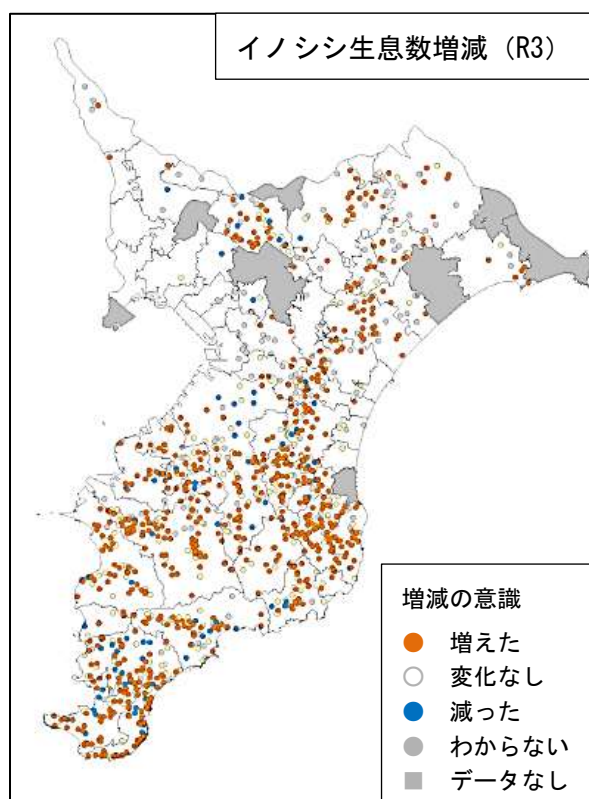


図4 イノシシの増減についての調査結果 (n=2,837)

R3 アンケート調査では、イノシシが地域に「増えた」「変化なし」「減った」「わからない」のいずれかで調査をおこなった。

(2) 農作物の被害状況

イノシシによる農作物被害金額は、平成 12(2000)年度頃から増加傾向にあり、平成 28(2016)年度には約 2 億 5,768 万円で過去最高額を記録した。その後、被害額は減少傾向にあるものの、有害鳥獣による被害総額(約 3 億 5,936 万円(令和 2(2020)年度))の多くをイノシシ(約 1 億 7,493 万円(令和 2(2020)年度))が占めており、依然として深刻な状況にある(図 5)。また、主な被害作物は、水稲や野菜となっている(表 1)。

農作物被害面積は、平成 19(2007)年度の 429.7ha をピークに、その後は 300ha 前後で推移していたが、平成 27(2015)年度を境に減少傾向にあり、令和元年度以降は、200ha を下回っている。

令和 2(2020)年度の市町村別の農作物被害金額は、いすみ市が 2,554 万円と最も多く、次いで、館山市、君津市、南房総市、鋸南町の順となっている(表 2)。

第 2 次計画で行った地域区分ごとの農業被害額を取りまとめたところ、第 2 次計画策定後、毎年、拡大防止地域と前線地域で被害が発生していることに加え、計画策定時点では生息が認められていなかった注意地域でも被害が発生していた(図 6)。

イノシシによる被害状況を図化すると、平成 27~28(2015~2016)年度に実施したアンケート調査(以下、H28 アンケート調査)時点では、生息数の少なかった県北部の分布拡大域でも R3 アンケート調査では被害が発生していることが示された(図 7)。

また、H28 と R3 のアンケート調査の農業被害程度の変化を比較すると、H28 時点で農作物被害が常態化していた地域でも、対策が功を奏して「被害は軽くなった」という回答があった(図 8)。一方、H28 時点ではイノシシが分布しておらず農作物被害がなかった地域で、「被害が大きくなった」という回答が得られた(図 8)。

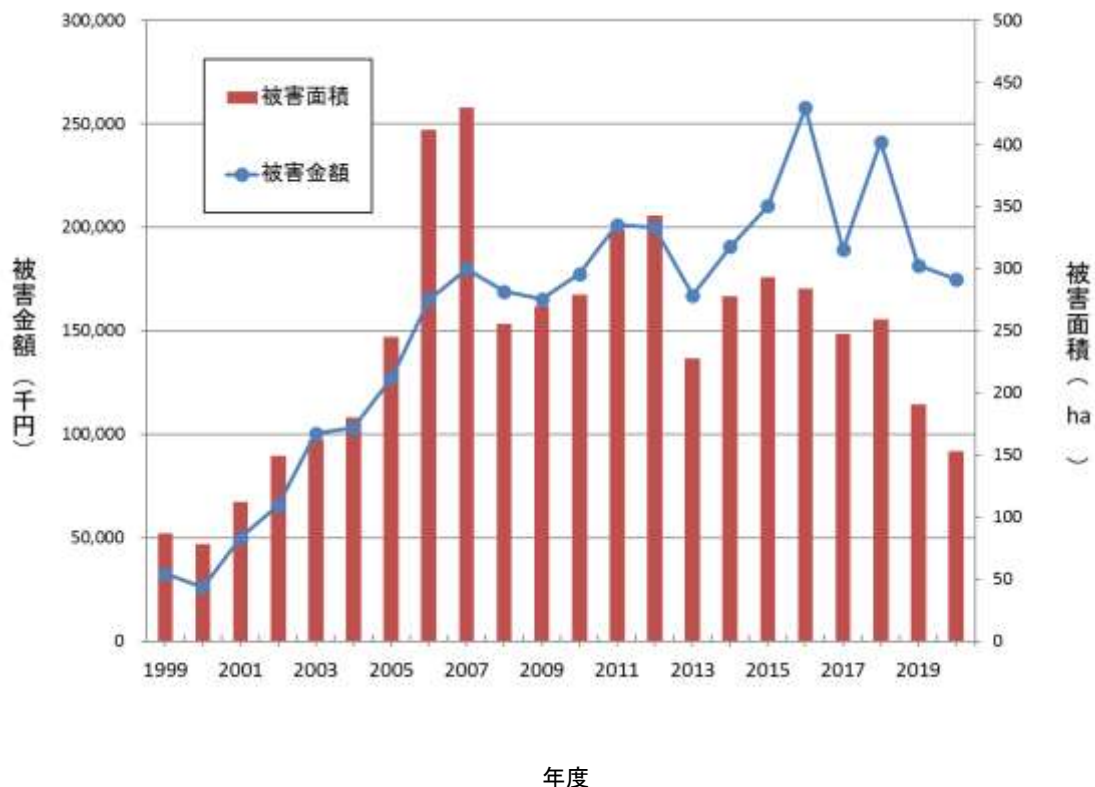


図 5 イノシシによる農作物被害の推移

表1 イノシシによる農作物別被害状況

上段：面積（a） 下段：被害金額（千円）

	水稻	豆類	雑穀類	いも類	野菜	果樹	飼料作物	工芸作物	林産物	その他	計
平成21年 (2009)	11,226 71,203	431 1,485	39 193	661 5,027	1,955 19,423	1,851 18,707	1,648 6,915	88 299	7,485 25,455	1,608 16,504	26,992 165,211
平成22年 (2010)	10,385 74,824	489 1,570	17 365	708 8,431	2,411 19,035	1,773 18,073	1,585 6,186	264 1,131	7,924 27,612	2,362 20,281	27,918 177,507
平成23年 (2011)	14,399 89,053	1,002 3,961	45 301	1,594 14,268	2,207 23,374	2,833 21,136	977 4,390	309 707	7,681 24,553	2,030 19,494	33,077 201,236
平成24年 (2012)	17,541 75,611	707 4,081	18 115	1,652 16,253	2,706 30,244	1,762 30,777	813 6,343	1,607 14,483	7,227 20,980	211 1,030	34,245 199,917
平成25年 (2013)	10,054 80,979	598 2,380	83 538	1,349 7,770	1,650 26,498	912 22,074	577 2,608	2 20	7,212 20,726	313 3,501	22,750 167,094
平成26年 (2014)	13,557 90,453	873 3,979	16 22	1,267 11,360	2,484 29,121	1,009 14,386	646 4,068	0 0	6,916 21,616	1,018 15,757	27,786 190,762
平成27年 (2015)	14,108 94,698	693 4,505	5 14	951 14,879	2,737 29,614	1,154 13,468	1,458 4,942	0 0	7,058 20,956	1,175 27,211	29,339 210,287
平成28年 (2016)	13,106 108,387	721 5,246	120 733	1,240 19,013	2,634 31,408	1,239 35,563	942 5,233	0 0	6,962 28,996	1,408 23,102	28,372 257,681
平成29年 (2017)	13,678 101,738	459 3,650	1 23	1,066 16,934	2,904 30,280	808 14,312	453 2,230	0 4	4,768 14,557	594 5,405	24,731 189,133
平成30年 (2018)	16,220 134,475	317 2,777	0 0	916 16,230	1,738 35,794	791 11,598	685 3,349	40 2,407	4,364 17,822	845 16,731	25,916 241,183
令和元年 (2019)	10,128 90,444	261 2,468	0 0	770 11,822	1,876 19,571	563 18,230	783 2,692	0 0	4,029 11,088	674 25,259	19,084 181,574
令和2年 (2020)	8,183 81,266	253 2,393	0 0	983 18,805	1,281 20,812	563 21,943	628 8,872	0 0	2,567 8,746	828 12,101	15,286 174,939

※四捨五入により、各項目の合計と合計欄の数字があわない場合があります。
(千葉県農林水産部農地・農村振興課調べ)

表2 イノシシによる市町村別の農作物被害金額の推移 (単位：千円)

	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
千葉市			121				166	318	1,169	918	690	2,269	1,062	1,659
八千代市							80	600	800	901	100	100		10
我孫子市														
成田市				23	760	878	1,646	470	809	3,754	3,869	3,511	3,861	3,521
佐倉市			10					85	235	2,590		1,200	1,560	391
八街市														5
印西市		1,014	1,650	1,410	1,900	2,520	3,039	5,099	5,325	10,458	12,059	13,285	12,621	11,610
多古町								100		337	47	22	25	
東庄町										305	1	29	29	
白井市		10					1							
富里市											128	47	260	22
酒々井町													75	
香取市									47	54	636	1,506	1,416	2,229
多古町														32
東庄町														29
銚子市										813	350	577	521	1,042
旭市										11	629	597	596	738
匝瑳市		500	800						63	63	60	80	90	90
東金市		300	450	790	300	203	304	242	266	447	696	670	668	647
山武市		0	868	868	868	1,020	1,205	1,250	1,480	800	750	730	730	730
大網白里市											65	201		120
芝山町											150	150	150	150
横芝光町														180
県北部計	0	1,824	3,899	3,091	3,828	4,621	6,441	8,164	10,194	21,451	20,230	24,974	23,664	23,205
市原市	6,370	11,899	9,287	10,121	32,267	25,740	29,103	32,808	32,099	21,137	19,008	22,676	12,348	7,840
茂原市	180		748	967	124	38	239	302	1,107	1,525	629	495	3,227	1,971
一宮町					24	200	986		14	20	630	50	83	251
睦沢町		741	833	1,600	1,400	443	1,263	4,872	1,910	5,480	3,812	9,009	12,112	9,188
長生村											242			
長柄町	7,305	957	37	712	446	2,626	357	1,149	2,076	11,442	2,352	2,452	2,371	2,132
長南町	96	1,700	1,189	285	374	297	1,487	961	2,521	5,489	2,068	955	1,097	1,544
勝浦市	6,784	7,463	7,644	6,234	2,986	4,101	1,631	4,392	4,992	3,452	4,655	1,329	2,190	612
いすみ市	15,300	15,300	18,700	28,050	32,250	31,541	30,226	28,713	27,640	27,611	23,262	20,380	17,900	25,545
大多喜町	3,567	6,848	8,625	8,941	8,164	7,924	7,528	7,305	7,100	7,440	5,593	5,560	2,760	3,308
御宿町	136	242	473	727	273	4,458	4,295	4,265	4,619	4,972	4,390	4,116	3,956	4,658
館山市	7,000	6,035	8,318	5,898	6,212	3,820	2,882	1,824	8,232	9,535	5,066	5,273	17,621	21,163
鴨川市	11,760	14,008	12,850	12,011	11,179	10,542	10,537	9,484	13,013	17,651	13,451	49,996	4,297	9,803
南房総市	61,623	58,431	47,555	52,736	52,979	51,082	29,684	26,408	31,051	31,363	17,864	24,013	23,271	14,429
鋸南町	22,037	17,614	16,308	17,578	21,563	27,385	17,394	11,347	19,952	20,418	8,274	14,509	9,779	11,856
木更津市	2,443	2,375	2,430	2,560	3,140	1,527	4,157	9,132	10,996	13,419	6,416	12,091	7,619	8,695
君津市	19,473	5,691	9,893	8,842	6,112	6,655	6,869	23,057	18,690	31,624	33,409	31,224	19,587	17,272
富津市	15,492	17,148	15,225	15,732	15,641	9,933	9,390	10,034	10,716	10,145	10,196	10,183	11,245	6,500
袖ヶ浦市	378	661	1,196	1,422	2,274	6,984	2,625	6,545	3,365	13,265	7,828	1,898	6,447	4,967
県中南部計	179,944	167,113	161,311	174,416	197,408	195,296	160,653	182,598	200,093	236,230	168,903	216,209	157,910	151,734
合計	179,944	168,937	165,211	177,507	201,236	199,917	167,094	190,762	210,287	257,681	189,133	241,183	181,574	174,939

(千葉県農林水産部農地・農村振興課調べ)

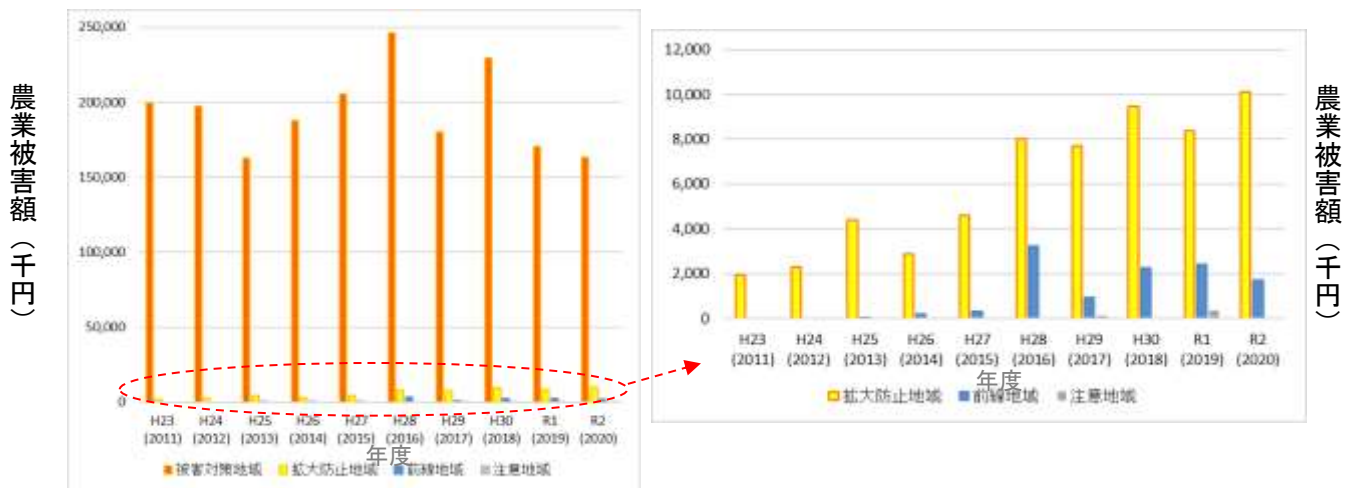
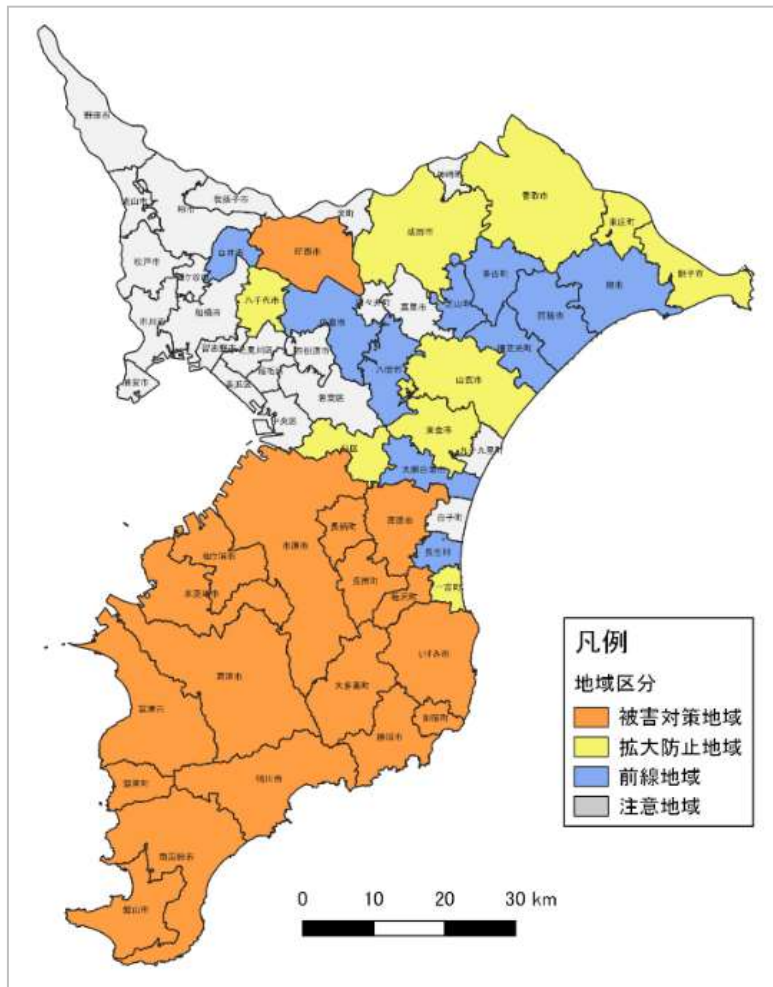


図6 地域区分別の農業被害額

第2次計画での地域区分(上)、地域ごとの被害額(左下)、左下の被害額の破線囲みのうちの拡大防止地域、前線地域と注意地域の額を抜粋した図(右下)。

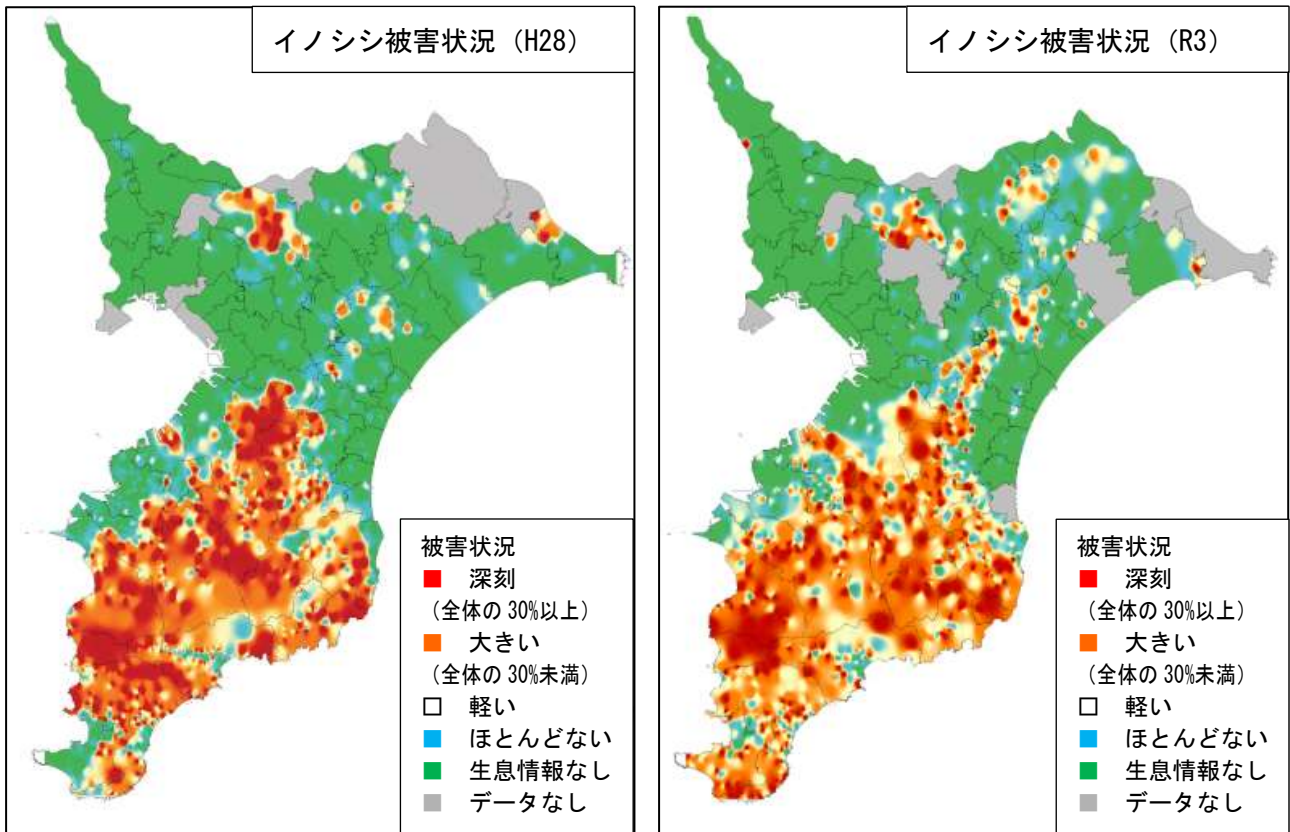


図7 イノシシの被害状況

H28 アンケート調査結果 (n=2, 401) と R3 アンケート調査結果 (n=2, 837) の比較

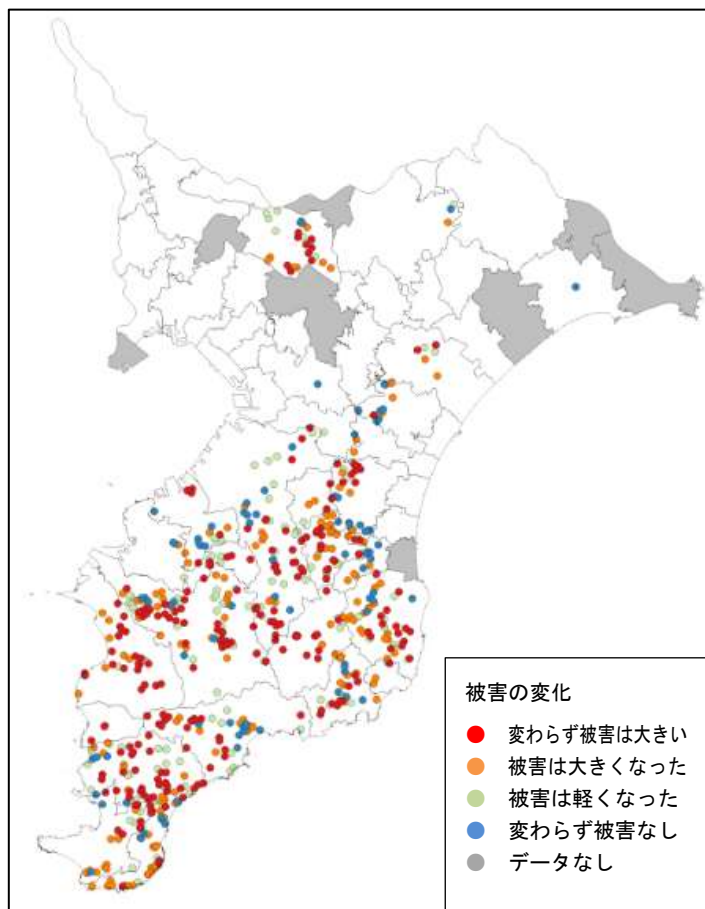


図8 イノシシによる農業被害の変化

H28 アンケート調査と R3 アンケート調査で、農業被害がどのように変わったかの比較図。

(3) 対策の実施状況

被害の大きい南房総市、富津市、君津市、市原市等、県南部地域を中心に防護柵の積極的な設置が進んでおり、県全体としては令和2(2020)年度末時点で3,815 kmとなっている(表3)。

市町村別の捕獲頭数(図2)や市町村別の農作物被害金額(表2)の推移と併せて考えると、毎年1,000頭以上捕獲し、防護柵の設置を積極的に行っている市町村の中には、被害が低減している市町村がある。また、分布拡大地域においては、捕獲頭数は増加しているものの、被害が増加する傾向の市町村がある。

R3 アンケート調査の対策実施状況についての回答を、図9～12にまとめた。

全回答(n=1,282)の71%で対策を行っており、「対策した」という回答のうち、内容ごとの実施割合を見ると、最も多いのは「防護柵」であり、約7割が「効果がある」と感じていた。「捕獲」においても、半数程度が実施しており、約6割が効果を感じていた。「放棄地や林の下草刈り」は約4割が対策として選択し、約3割が効果を感じている一方で、効果が「不明」と回答した割合も「防護柵」「捕獲」に比べて多くなった(図9、10)。また、被害が「深刻」や「大きい」地域において、防護柵の設置率が高いことがわかった(図11)。

防護柵設置は、周辺環境整備をあわせて行うことで防護効果を高めるとされているものの、実施している回答割合は36%にとどまった。しかし、環境整備を行わず、柵設置と捕獲を実施し、被害が「深刻」、「大きい」と回答している割合が65%に上っており、さらなる対策のために、イノシシの出没機会を減らす環境整備を進めることは、重要である(図12)。

また、捕獲、防護柵設置、環境整備を行っているにもかかわらず、被害程度が深刻、大きいと回答した割合は77%あり、効果的な対策がなされていない可能性が考えられ、被害を減らすためには、それぞれの実施状況を見直す必要があることが示唆された。

なお、表3の防護柵設置状況は、交付金を受けて設置したものを記載しており、以前から被害のある千葉市以南での数値が多くを占める。しかし、図9の防護柵実施には、県北部からの回答も含まれた。

表3 市町村別防護柵設置状況 (単位：m)

市町村名	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	合計
千葉市	1,620	1,815	2,880	9,880	3,180	22,659
市原市	75,945	11,870	41,067	1,736	15,830	405,846
佐倉市		4,200				4,200
印西市	29,000	33,556	79,640	39,950	3,000	218,986
東金市						2,876
茂原市					9,292	9,292
一宮町						10,780
睦沢町	930	1,482	3,463	950	6,340	36,491
長柄町	5,900	32,520	19,660	11,060	21,370	120,390
長南町	11,440	27,777	54,167	17,456	4,097	134,041
勝浦市	2,465	4,090	4,210	450		196,511
いすみ市	8,729	12,227	40,569	50,612	36,609	361,476
大多喜町	4,600	2,285	3,140	7,700	850	182,402
御宿町						62,311
館山市	10,718	16,590	16,680	11,550	19,265	124,758
鴨川市	1,969	1,100	2,300	500		210,025
南房総市	18,935	17,988	24,645	3,014	15,465	506,362
鋸南町			5,000	500		115,396
木更津市	1,267	1,618	7,255	16,821	10,931	102,827
君津市	105,160	42,787	34,035	26,698	9,423	456,976
富津市	31,679	21,643	46,775	29,683	23,339	482,003
袖ヶ浦市	3,168	2,305	845		3,077	49,039
計	313,525	235,853	386,331	228,560	182,068	3,815,647
累計	2,782,835	3,018,688	3,405,019	3,633,579	3,815,647	

※本表の数字は、千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を受けて設置したもののみを計上。個人や市町村負担での設置は含まない。(千葉県農林水産部農地・農村振興課調べ)

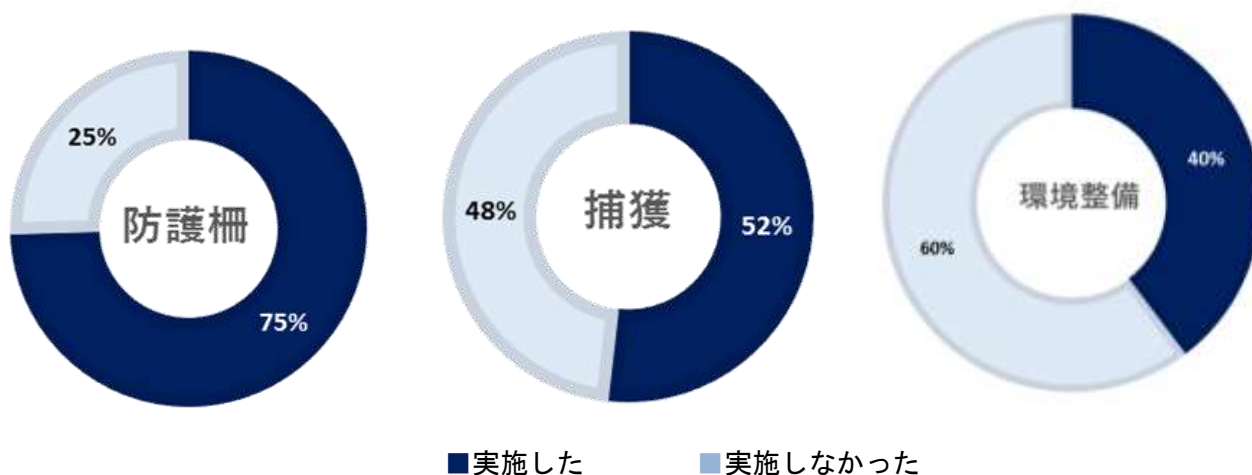


図9 イノシシ対策の実施状況 (n=911)

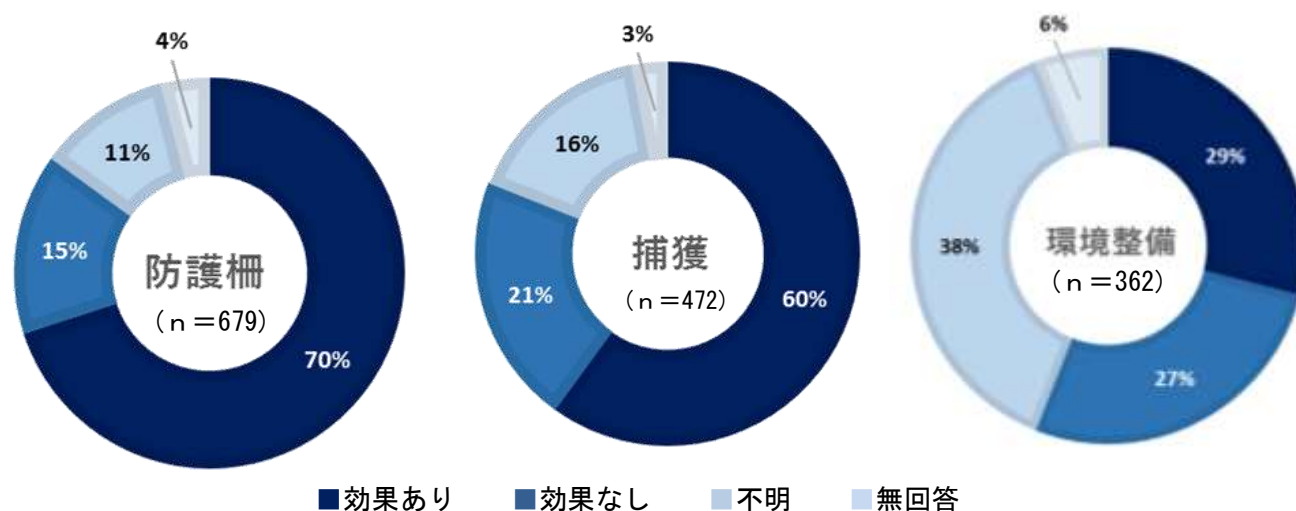


図10 イノシシ対策の効果

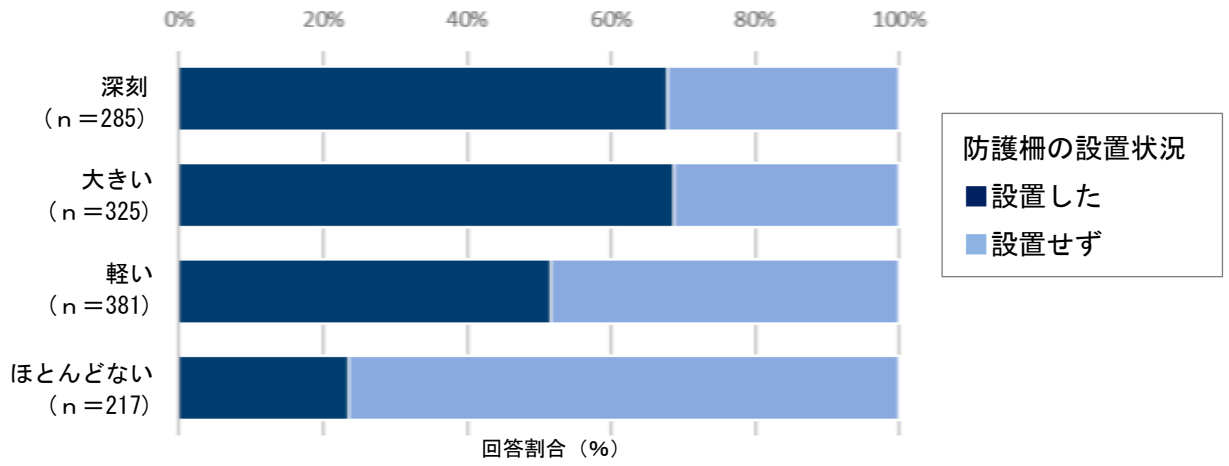


図 11 イノシシ被害と防護柵の設置率の相関

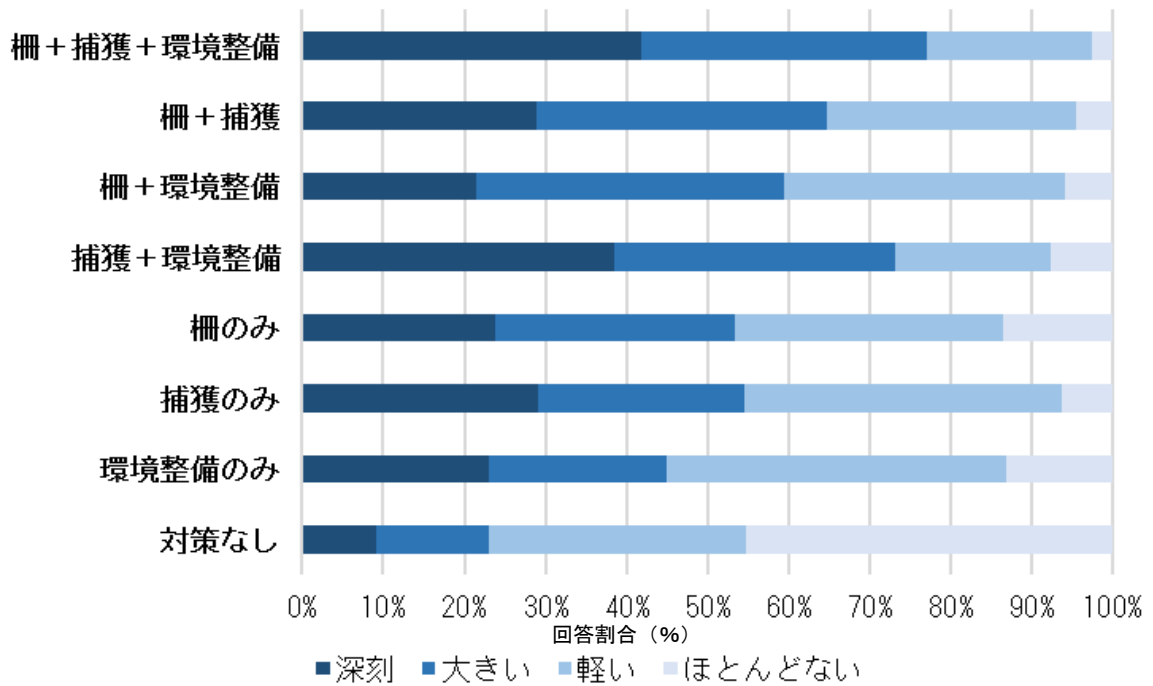


図 12 対策の実施状況と被害程度の相関

(4) 捕獲状況

イノシシの捕獲数は年度により波はあるものの増加傾向にあり、令和2(2020)年度は31,861頭と過去最高を記録した(図13、表4)。

捕獲方法は、狩猟(法第39条及び法第55条)、許可捕獲(法第9条)、指定管理鳥獣捕獲等事業に区分される。捕獲方法別にみると、令和2(2020)年度における許可捕獲に基づく有害捕獲*が30,016頭、狩猟による捕獲は1,176頭と、有害捕獲が全体の94%を占めている。また、有害捕獲頭数を市町村別にみると、南房総市、富津市、君津市、市原市、館山市等の県南部地域で多くなっている。さらに月別捕獲頭数をみると、例年、4、5月は捕獲頭数が少なく、8月前後の夏と12月前後の冬の捕獲が多くなる傾向がある。しかし、捕獲頭数が顕著に増えた令和2(2020)年度は他年度に比べて9～11月に捕獲頭数が増えていた(図14)。

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度の捕獲個体情報を、図15～20にまとめた。

月別捕獲個体頭数の成獣オス・メス、幼獣の構成をみたところ、幼獣の比率が、6月から増え始め、8月にピークとなることが分かった(図15)。月別の平均体重からも、幼獣の平均体重が6月から低下し始めることから、春生まれの個体が捕獲され始めていることが分かる(図16)。

捕獲手法別の捕獲頭数については、わなによる捕獲が96%と大部分を占めており、その内訳は、箱わなによる捕獲が全体の72%、くくりわなによる捕獲が24%となっている(図17)。

箱わなとくくりわなによる捕獲頭数の内訳をみると、年度ごとの割合に大きな差はない(図18、19)。箱わなによる捕獲では、幼獣が半数以上を占めているが、くくりわなによる捕獲頭数内訳は成獣オス・メス、幼獣であることによる大きな差はない。

成獣オス・メス、幼獣ごとの捕獲手法別頭数をみると、箱わなでの幼獣捕獲頭数が多くなっている(図20)。

上記の市町村による有害鳥獣捕獲に加え、県では、平成27(2015)年度からイノシシの分布域の拡大防止および分布域縮小を目的に分布の前線にあたる県内2カ所(県中部、県北部)において、指定管理鳥獣捕獲等事業*を実施している(表5)。実施にあたっては、生息状況調査等を踏まえ、分布拡大を抑制するのに効果的な捕獲場所を選定し、年度ごとの事業実施計画を策定している。

また、豚熱(CSF)の発生防止を目的として、令和元(2019)年度は、県北部に設定した捕獲重点エリアで「令和元年度豚コレラ対策イノシシ緊急捕獲業務」を実施し、令和2(2020)年度からは、指定管理鳥獣捕獲等事業で同エリアの捕獲を実施し、野生イノシシを介したウイルスの県内への侵入防止対策を講じた。捕獲重点エリアでの捕獲頭数は、令和元(2019)年度は129頭、令和2(2020)年度は469頭であった。

なお、捕獲重点エリアに設定する市町は、隣県との県境近くに位置すること、養豚が行われていること、野生イノシシの定着が確認されていることを条件としている。

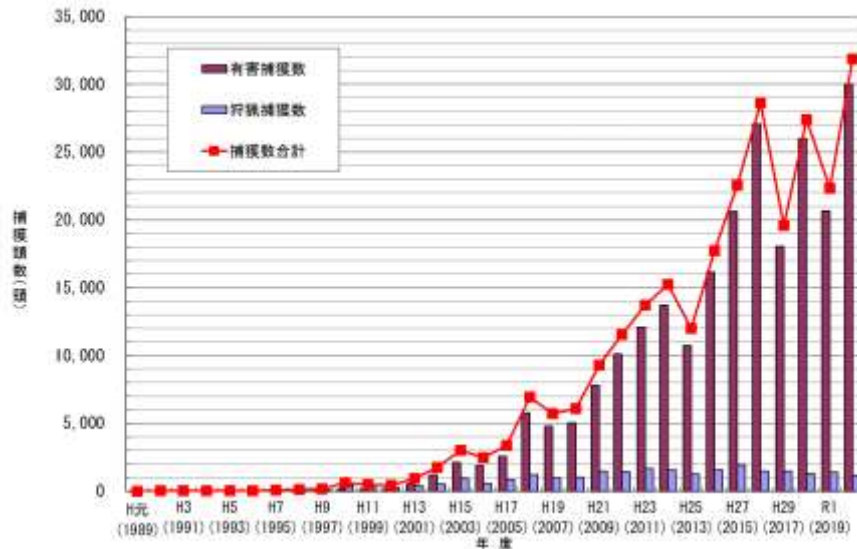


図13 イノシシの捕獲頭数の推移

捕獲頭数は、指定管理鳥獣捕獲等事業等による県の捕獲頭数を含む。

表4 イノシシの捕獲頭数の推移

(単位：頭)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
有害捕獲	12,077	13,699	10,727	16,153	20,632	27,080	18,051	25,975	20,675	30,016
狩猟	1,640	1,554	1,250	1,588	1,930	1,466	1,461	1,316	1,389	1,176
指定管理鳥獣 捕獲等事業、県捕獲	—	—	—	—	12	53	50	108	287	669
合計	13,717	15,253	11,977	17,741	22,574	28,599	19,562	27,399	22,351	31,861

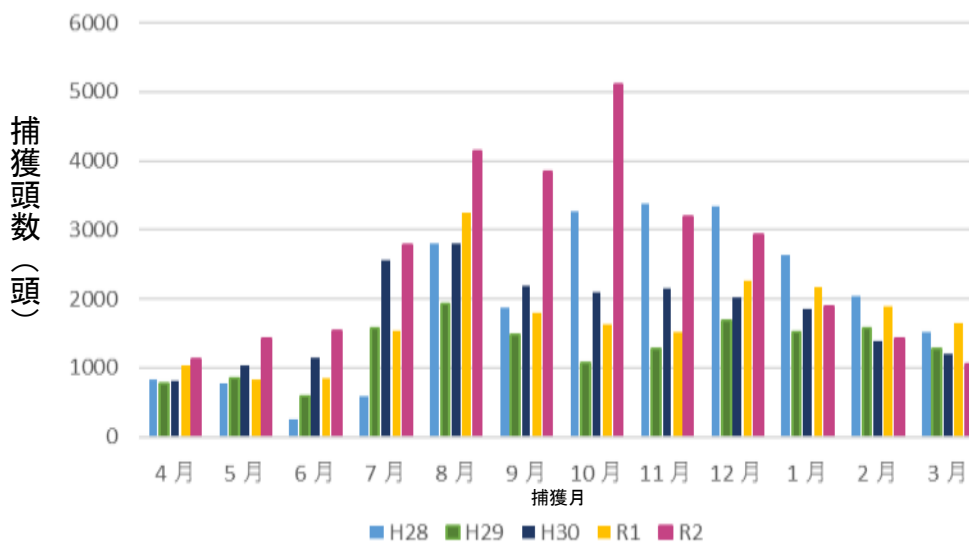


図14 月別の捕獲頭数（平成28(2016)年～令和2(2020)年度）
有害捕獲の月別捕獲頭数を示す。

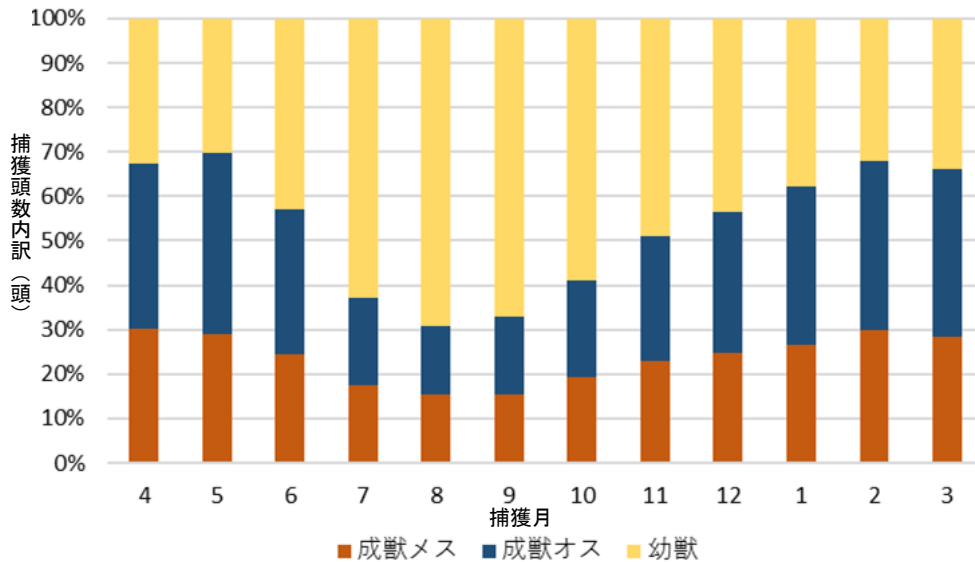


図 15 月別捕獲頭数の成獣メス、成獣オス、幼獣割合
(平成 28 (2016) 年～令和 2 (2020) 年度)

26 kg以上の個体を成獣であると判断している。これは、県の実施している指定管理鳥獣捕獲等事業において、歯からの齢査定を行い⁷⁾、体重との相関から、26 kg以上を成獣とみなしてよいと考えられたことによる（以下、この成獣・幼獣分類についてはこれに従う）。

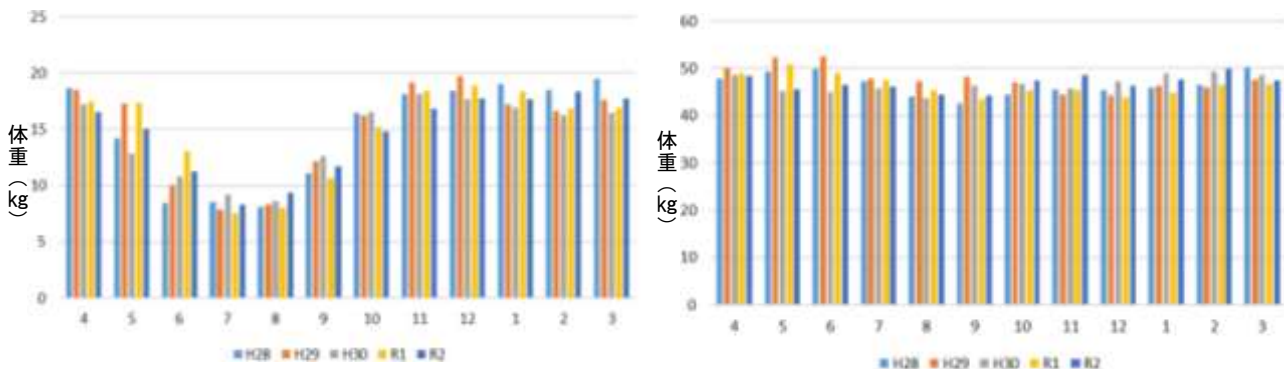


図 16 月別平均体重（左：幼獣、右：成獣メス）



図 17 捕獲手法別の捕獲頭数（平成 28 (2016) ～令和 2 (2020) 年度、n=121, 452）

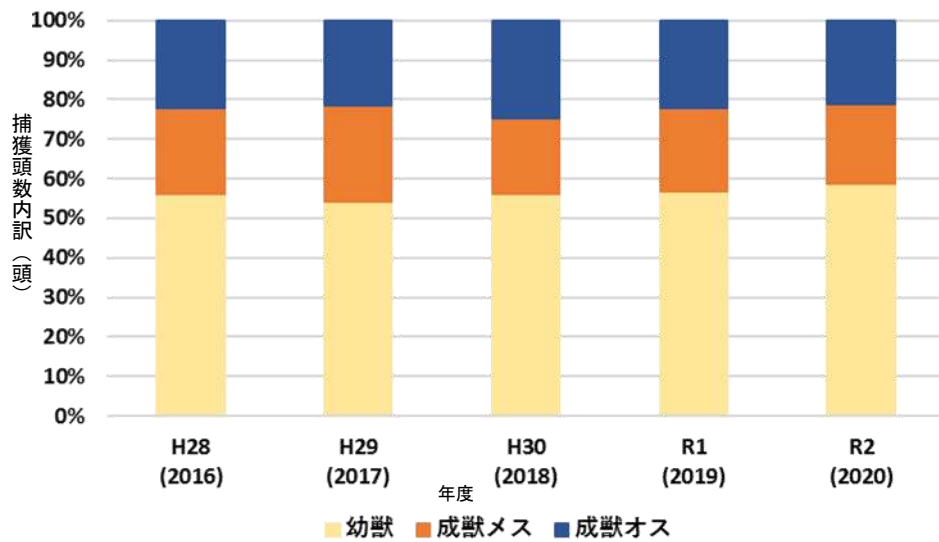


図 18 箱わな捕獲個体頭数の成獣メス、成獣オス、幼獣の割合

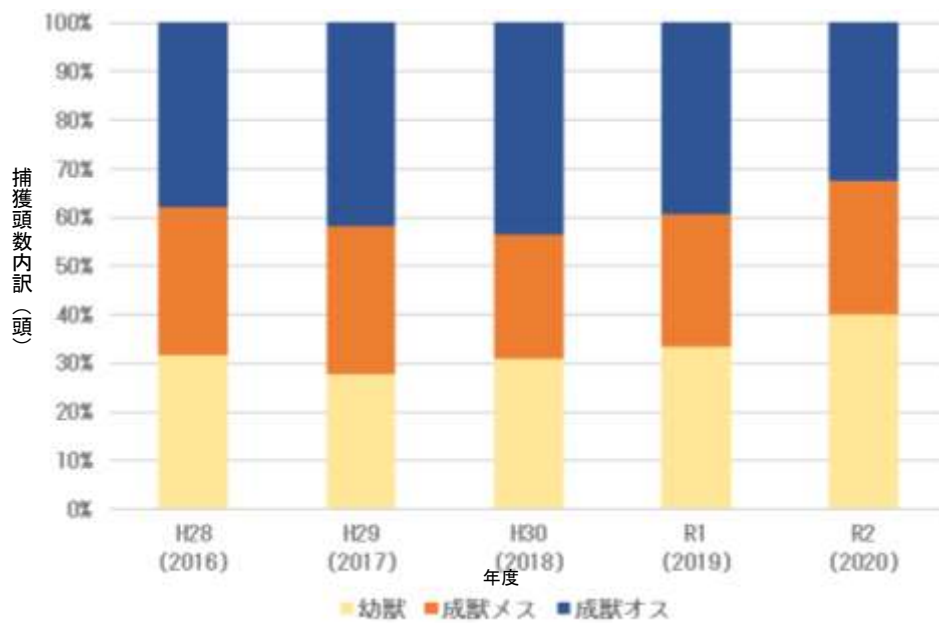


図 19 くくりわな捕獲個体頭数の成獣メス、成獣オス、幼獣の割合

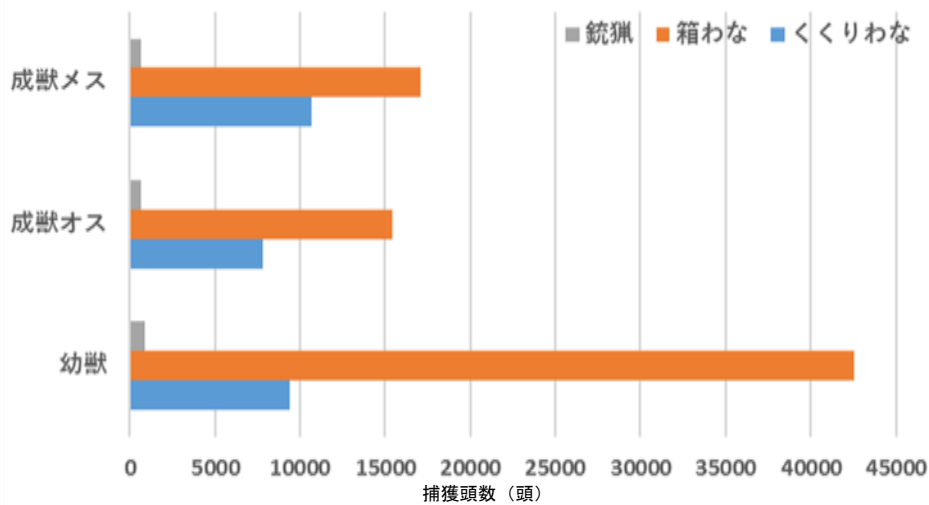


図 20 成獣メス、成獣オス、幼獣の捕獲手法別頭数
(平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)

表5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果

年度	地域	対象市町	わな設置箇所数	実施日数 (期間)	捕獲頭数 (目標頭数)
H27 (2015) 年度	成田地域	成田市、香取市、 多古町、芝山町	20～30箇所	30日 (1～3月)	9頭 (—)
	長生地域	茂原市、長柄町、 長南町	30箇所		3頭 (—)
H28 (2016) 年度	成田地域	成田市、香取市、 多古町、芝山町	40箇所	40日 (1～3月)	12頭 (12頭)
	長生地域	茂原市、長柄町、 長南町	50～60箇所	90日 (11～3月)	41頭 (60頭)
H29 (2017) 年度	成田地域	成田市、香取市、 多古町、芝山町	40～50箇所	100日 (6～10月)	23頭 (14頭)
	長生地域	茂原市、長柄町、 長南町	50～60箇所	100日 (6～10月)	27頭 (66頭)
H30 (2018) 年度	成田地域	成田市、香取市	60～70箇所	110日 (5～11月)	41頭 (30頭)
	長生地域	茂原市、長柄町	70～80箇所	110日 (5～11月)	67頭 (50頭)
R1 (2019) 年度	県北部	成田市、香取市	60～70箇所	110日 (7～11月)	64頭 (40頭)
	県中部	千葉市、市原市、大網白 里市、茂原市北西部	70～80箇所	110日 (7～11月)	94頭 (50頭)
R2 (2020) 年度	県北部	旭市、銚子市、印西市、 香取市、成田市、東庄町	180～190箇所	150日 (7～12月)	469頭 (240頭)
	県中部	千葉市緑区東部、千葉市 若葉区南東部、市原市北 東部、大網白里市西部、 東金市	80箇所	110日 (7～11月)	149頭 (60頭)

(5) 捕獲者（狩猟免許所持者）の状況

狩猟免許所持者は、昭和 53(1978)年度の 20,653 名をピークに減少傾向にあり、令和 2(2020)年度には、ピーク時の 3 分の 1 以下の 6,578 名に減少している。これは、第 1 種銃猟免許所持者数の減少による影響が大きいためである。平成 4(1992)年度以降は、わな猟免許所持者数の増加が目立ち、令和 2(2020)年度におけるわな猟免許所持者数は昭和 53(1978)年度(268 名)の約 11.2 倍にあたる 2,992 名となった(図 21)。平成 30(2018)年度以降は、網猟免許所持者とわな猟免許所持者の合計が、第 1 種銃猟免許所持者数と第 2 種銃猟免許所持者数の合計を上回っている。

狩猟免許所持者の年齢構成は、18～29 歳は 3%前後、30 歳代は 7%前後で推移している。また、40 歳代では平成 10(1998)年度には 23.2%であったものの、一時は 9%前後で推移し、平成 27(2015)年度以降は増加し、現在は 13%前後で推移している。50 歳代では平成 10(1998)年度は 37.4%であったが徐々に減少し、近年は 14%前後で推移している。60 歳以上は、平成 26(2014)年度の 70.2%をピークに減少傾向にあり、近年は 62%前後で推移している。

全体を見ると、平成 26(2014)年度までは、60 歳未満の免許所持者が減少傾向にあり 29.8%まで落ち込んだものの、それ以降は年々微増しており、令和 2(2020)年度には 38.2%となった(図 22)。

平成 27(2015)年度以降、毎年約 450 名が新規に狩猟免許を取得していたが、令和 2(2020)年度の新規狩猟免許取得者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、試験の実施回数と受験者数を絞ったことにより、119 名となっている。新規取得者の内訳をみると、令和元(2019)年度には 18～29 歳が 78 名、30 歳代が 79 名と、第 2 次計画策定時から引き続き、若年層の新規参入が図られている(図 23)。また、新規取得者の平均年齢をみると、平成 18(2006)年度時点では 56.7 歳であったが、平成 25 年(2013)年度以降は、平成 29(2017)年度を除き、50 歳以下となっている。

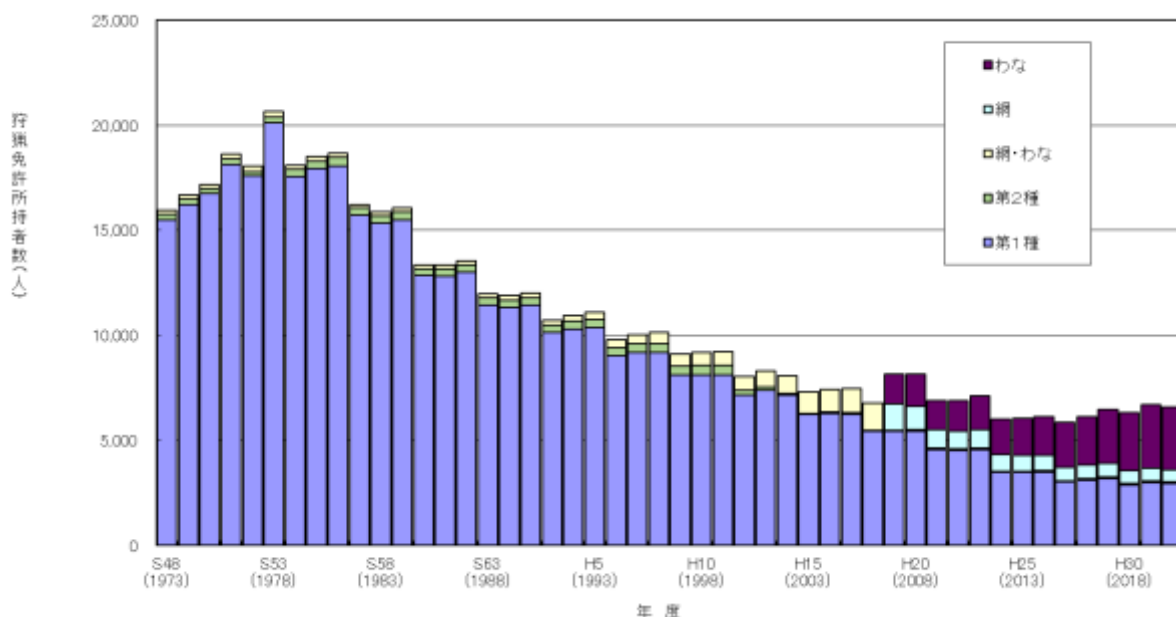


図 21 狩猟免許所持者数の推移

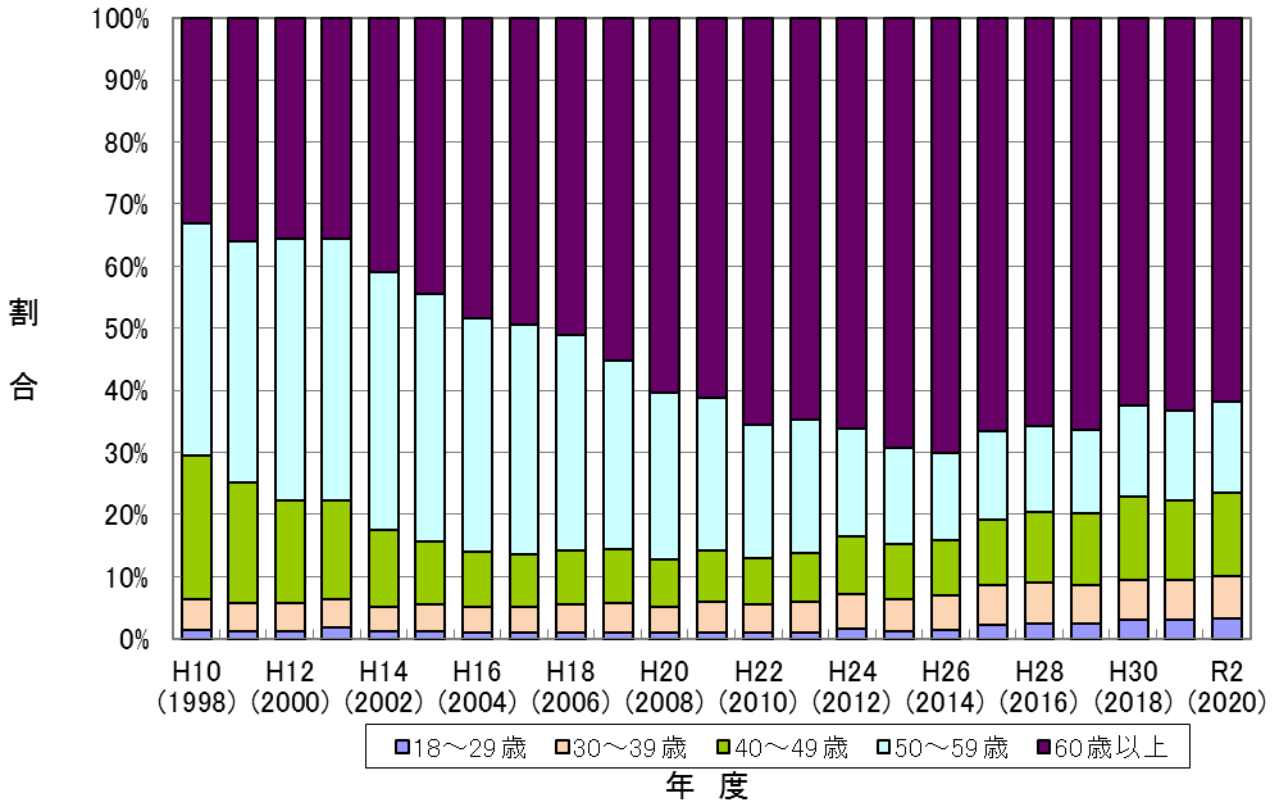


図 22 狩猟免許所持者の年齢構成

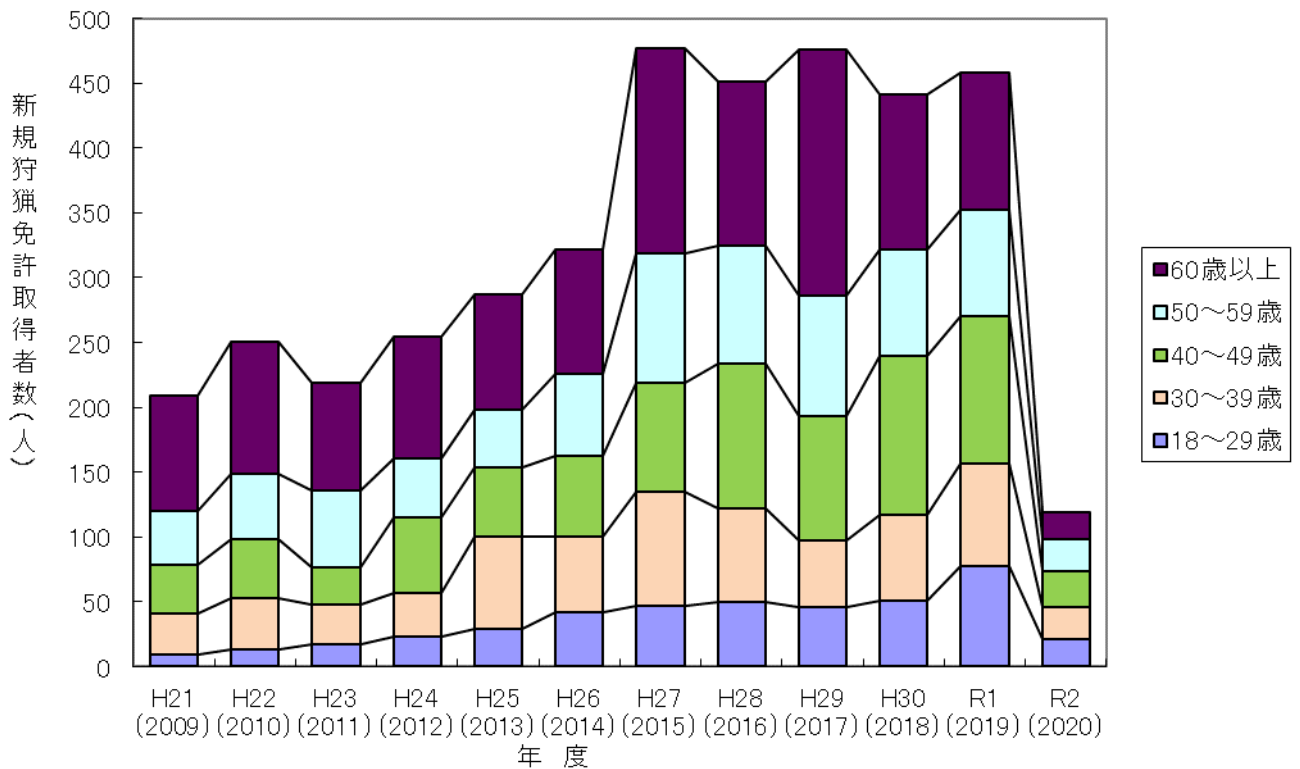


図 23 新規狩猟免許取得者数と年齢構成

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、回数と受験者の定員を減らして試験を実施したため、免許の新規取得者数が例年比で大幅に減少している。

(6) その他

ア. 関係職員の専門性の向上

イノシシ等の鳥獣害による被害を軽減するためには、地域が一体となった総合的な取組が必要なことから、地域の取組を支援する市町村や農業団体の職員等の育成が重要である。このため、平成 29 (2017) 年度から、地域の指導的立場となる市町村職員等を対象として、野生獣管理指導者研修を実施している。

また、市町村の体制整備づくりに主眼をおいた「地域リーダー育成事業の市町村職員対象研修」を令和 2 (2020) 年度から実施している。

イ. 市街地出沒への対応

イノシシが市街地出沒した際には、関係機関を通じて、防災無線、市町村 HP への掲載、メール配信サービス等を利用して、周辺住民への周知に努めている。

特に、周辺に教育機関がある場合は、関係部署への通知を行い、安全確保の措置を促している。

イノシシの市街地出沒については、各関係機関の役割分担や出沒時の連絡体制、対応方針について、基本的な考え方を取りまとめた「千葉県イノシシ等市街地出沒対応ガイドライン」を作成した（平成 30 (2018) 年 3 月発行、令和 2 (2020) 年 7 月改定）。

ウ. 地域ぐるみの対策実施への支援

平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度の 3 年間、集落単位で防護・捕獲・環境管理に総合的に取り組む「イノシシ等野生獣対策モデル事業」を実施した。専門職員により、勝浦市、いすみ市及び南房総市の 3 地区で、詳細な被害状況を把握し、地元住民と協力して効果的な防護柵を設置する等、具体的な対策を実施した。モデル事業で得られた知見は、「現場指導者のための獣害対策マニュアル」にまとめ、他地域への普及を行っている。

また、集落診断を行い、総合的な対策を地域で実践する取り組みに補助を出す「獣害と戦う農村集落づくり事業」を行っている。

6 第2次計画の評価

(1) 第2次計画の目標達成状況

【目標①】農作物被害の抑制

農作物被害額は、平成28(2016)年度以降、減少傾向となったものの、依然として深刻な状況にある。主な被害対策は、捕獲、防護柵設置を実施し、捕獲頭数は令和2(2020)年度に最高頭数の31,861頭、防護柵設置距離は3,815kmとなった。

【目標②】生活環境被害の抑制

イノシシの市街地出没は年に数回発生しており、その際には、関係機関を通じた周辺住民への周知を行うとともに、関係機関の役割分担等を取りまとめた「千葉県イノシシ等市街地出没対応ガイドライン」を作成し、人身被害防止に努めた

【目標③】生息域の拡大防止

県では、分布外縁部で指定管理鳥獣捕獲等事業を実施したほか、出現しにくい環境整備には適正な森林整備や耕作放棄地の解消等の生息環境管理が重要であることを周知するため、関係職員の知識向上のための講習会や、地域ぐるみの対策実施を支援してきたが、目撃、捕獲される市町村は増加傾向となり、分布域の広がりがみられる。

【数値目標】

第2次計画では、「農家組合長等を対象とした野生獣アンケート調査で、イノシシによる農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とする。」という目標を定めた。R3 アンケート調査では「深刻」、「大きい」の回答割合が、21%であり、目標は達成されなかった(図24)。また、第2次計画策定時に数値目標を定めるにあたり行ったH28 アンケート調査結果と比べて、「深刻」は14%から10%、「大きい」は14%から11%、「深刻」、「大きい」の回答割合は、28%から21%となり、減少が認められた。

イノシシの分布拡大が、農業被害に及ぼしている状況をみるため、地域区分ごとに分類して集計した(図25)。被害対策地域の「深刻」「大きい」という回答割合は横ばい、拡大防止地域の「深刻」「大きい」という回答割合はわずかに減少していた。対して、前線地域では、イノシシの分布域が拡大しているとともに、「深刻」もしくは「大きい」被害がみられるようになっていた。したがって、第2次計画の目標を達成するには、分布拡大抑制に加え、前線地域での対策が重要であると示唆された。

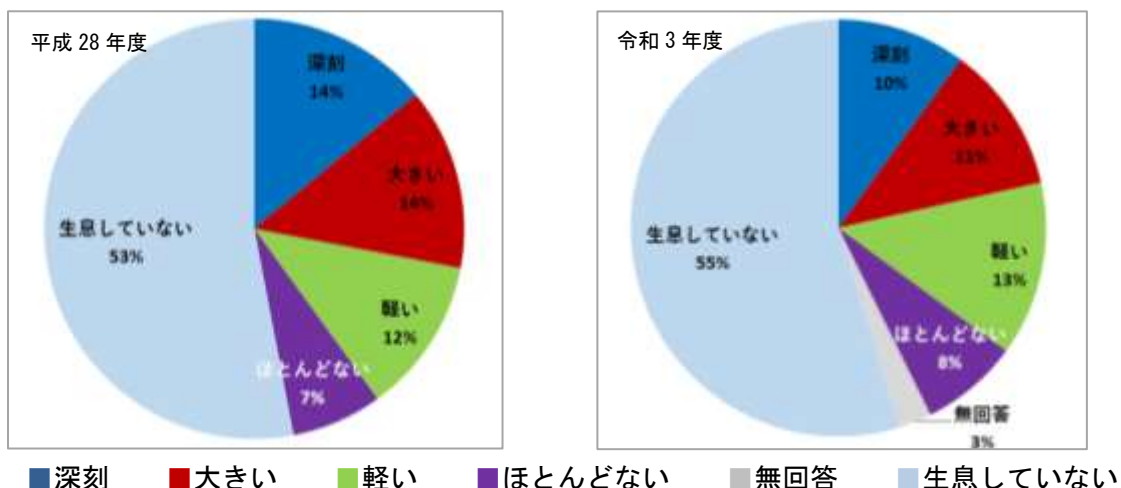
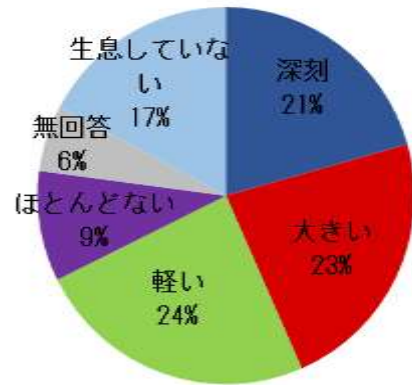


図24 イノシシによる農業被害の程度
H28 アンケート調査(左、n=2,401)とR3 アンケート調査(右、n=2,837)の比較

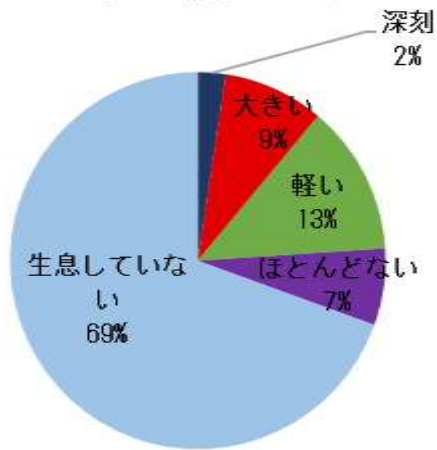
H28被害対策地域



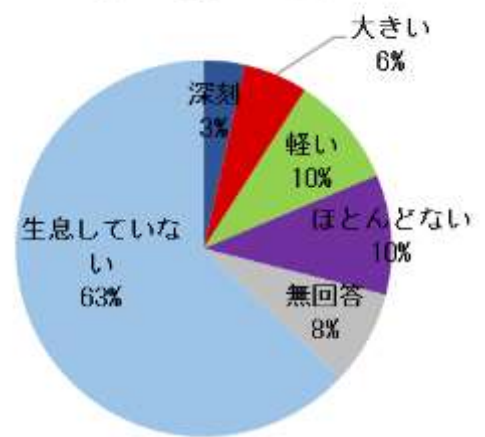
R3被害対策地域



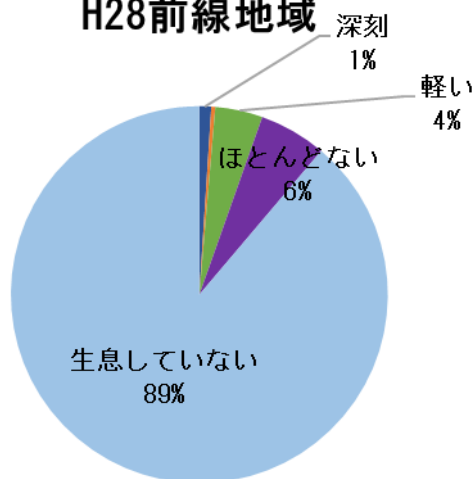
H28拡大防止地域



R3拡大防止地域



H28前線地域



R3前線地域

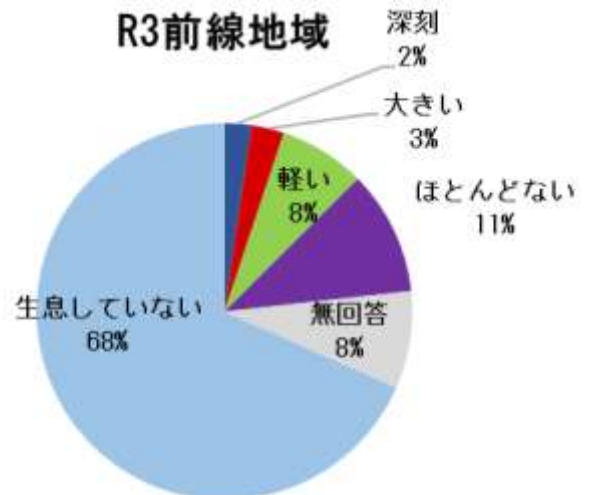


図 25 イノシシによる農業被害の程度

地域区分ごとの H28 アンケート調査（左、上から n=1,433、334、295）と R3 アンケート調査（右、上から n=1,267、397、215）の比較

(2) 課題

ア. 被害防除

- ・ 以前より被害が発生している県南部では、捕獲、防護柵の設置延長が進んで、被害金額が抑えられている市町村も見受けられ、引き続き地域ぐるみの取組を推進し、地域が一体となり防護柵の維持管理や新規設置を進めることが重要である。
- ・ これまでにイノシシが生息していなかった地域では、対策を講じていないところにイノシシが入り込んだために、深刻な農業被害等が発生していることが示唆されている。被害が軽度であるうちの柵設置は、被害の深刻化を防ぐ一助となるので、他の対策にあわせて、早め実施する必要がある。

イ. 生息環境管理

- ・ イノシシが農地へ出現しにくい環境を整備することが重要であるが、そのための対策が十分には実施されていないことから、適正な森林整備や耕作放棄地の解消等、生息環境管理を推進する必要がある。
- ・ 近年、発生の増加が確認されているナラ枯れによる餌資源の減少や下層植性の変化が、イノシシを含めた野生鳥獣の生息に及ぼす影響について、調査や情報収集を行う必要がある。

ウ. 捕獲

- ・ 農作物被害を軽減するためには、加害個体や成獣メスを捕獲することが有効であるが、そのことが十分に認識されていない。特に、6月から幼獣の捕獲が増えてくるが、これは春生まれの個体が捕獲され始めることによると推測される。幼獣が生まれる前の妊娠メスを捕獲することは、個体数増加抑制に効果的であると考えられるが、月別捕獲頭数を見ると、4～6月の捕獲頭数は他の月に比べて少ない傾向にあり、この時期の捕獲効果を上げることが重要である。
- ・ 成獣オス・メス、幼獣ごとの捕獲手法別頭数をみると、箱わなでの幼獣捕獲頭数が多くなっている。生息数の増加を抑えるには、成獣メスを捕獲することが望ましいことから、被害軽減に効果的な捕獲方法について、検討していく必要がある。
- ・ 全捕獲頭数のうち狩猟による捕獲の割合が1割に満たないことから、狩猟による捕獲数を増やすための取組を実施する必要がある。
- ・ 捕獲頭数の増加に伴い、捕獲個体の処理が負担となっていることから、捕獲個体の有効活用を含め処理方法について引き続き検討する必要がある。

エ. その他

- ・ 被害防除、生息環境管理、捕獲の全てを実施しているにもかかわらず、イノシシによる被害を抑えきれない場合には、それぞれの実施状況を見直し、必要に応じて地域で集落診断を行い、戦略的に対策を行う必要がある。
- ・ 分布域の拡大が危惧される地域が県北部を中心に広がっており、同地域における捕獲体制の整備や生息情報の収集を継続する必要がある。

- ・ 狩猟免許所持者は、20 歳代から 30 歳代の新規参入が増加傾向にあり、年齢別の構成比率も 60 歳以下の割合が増加しており、引き続き、狩猟免許の取得を促進し捕獲の担い手を確保する必要がある。
- ・ イノシシの市街地出沒が発生していることから、市街地出沒を抑制するとともに、出沒時対応の体制整備については、千葉県イノシシ等市街地出沒対応ガイドラインを活用する。
- ・ イノシシ管理の指標となる科学的データが不足していることから、生息状況や被害状況を継続的にモニタリングし、調査研究を推進する必要がある。

7 第3次計画の目標

(1) 目標設定

自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体群管理を図りつつ、以下を管理の目標とする。

- ①農作物被害の抑制
- ②生活環境被害の抑制
- ③分布域の拡大防止

また、第2次計画で定めた地域区分と対策の方向性を見直すとともに（表6）、数値目標を設定する。

【数値目標】

- ・農家組合長等を対象とした野生獣アンケート調査で、イノシシによる農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とする。
- ・注意地域の市町村を増やす。
- ・農作物被害の抑制や分布拡大を防止するため、捕獲の強化を図ることとし、前計画期間の捕獲実績の上乗せを目指し、年間捕獲目標数をおおむね3万頭とする。

表6 地域区分の定義と対策の方向性

地域区分	定義	対策の方向性
被害対策地域	農作物被害が常態化しており、引き続き対策を行う地域	被害の軽減を図るため、柵の設置や生息環境管理も含めた、効果的な被害対策を実施する。
拡大防止地域	農作物被害が拡大・増加しており、特に早期に重点的に対策を行う地域	被害の軽減を図るため、柵の設置や生息環境管理も含めた、効果的な被害対策を実施するとともに、捕獲を強化し、分布域の拡大防止を図る。
前線地域	イノシシの分布の前線となっている地域で、農作物被害が出始めている地域、もしくは分布域拡大や被害拡大が危惧される地域	出没状況や被害状況を迅速に把握し、初期段階での捕獲に努めるとともに、柵の設置や生息環境管理も併せて実施することで、分布域の拡大防止を図る。
注意地域	イノシシの定着がなく、 <u>農作物被害がない</u> 地域	周辺地域のイノシシの生息状況について情報収集するとともに、侵入後、迅速に対応するための体制整備を図る。

※「イノシシの定着がある」かどうかは、成獣メスもしくは幼獣の捕獲が過去5年間にあった場合と定義する。

(2) 目標を達成するための基本的考え方

ア. 総合的な対策の推進

イノシシによる農作物被害を減少させるには、防護柵の設置により物理的にイノシシの侵入を遮断するとともに、農地に出現しにくい環境づくりを実施することが効果的であり、これらを適切かつ十分に行うとともに捕獲による個体数管理を行い、総合的な対策を推進する。

イ. 区域の設定

イノシシの生息状況や農作物被害の状況は地域によって異なることから、地域の実情に応じ適切な対策を講じる必要がある。このため、各市町村をイノシシの捕獲状況や被害状況、最新の出没状況に応じて、表6の地域区分に基づき「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「注意地域」の4つに区分した(図26)。

なお、市町村が対策を実施する際には、市町村ごとに同様の地域区分を実施し、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな対策を推進する必要がある。

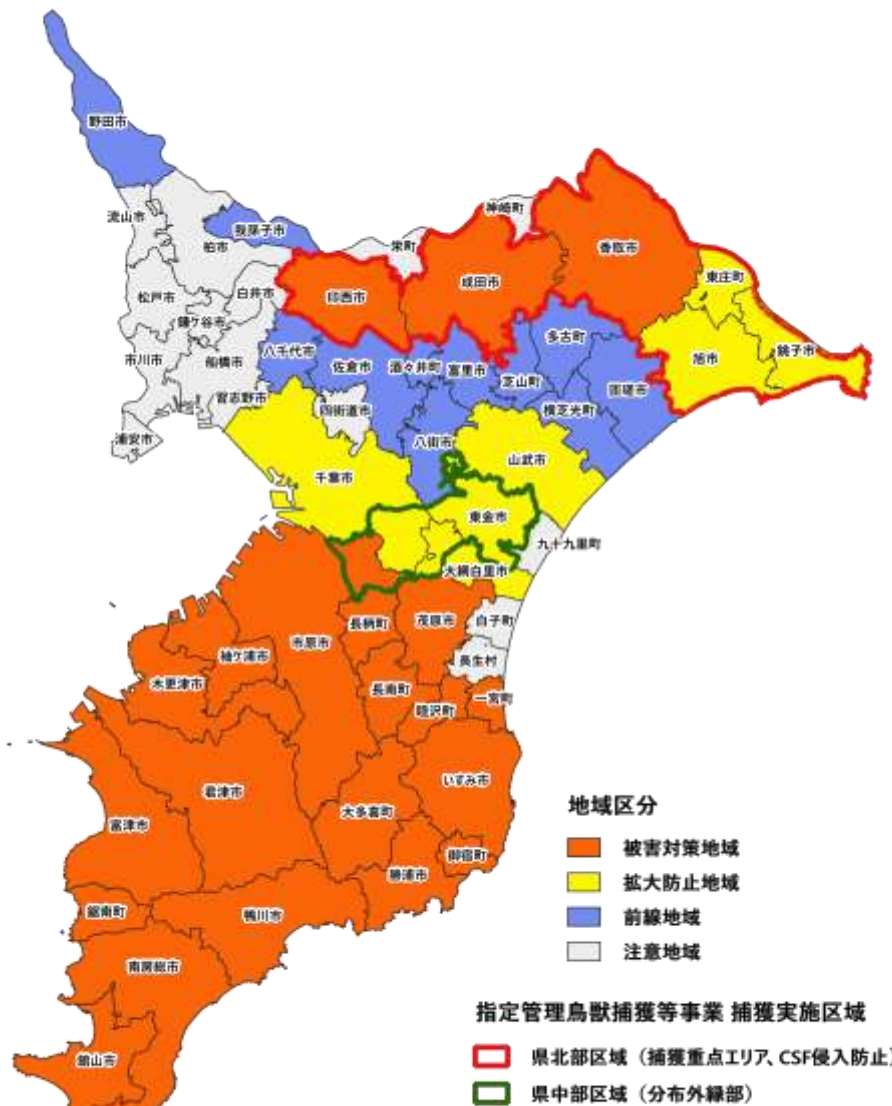


図26 地域区分図(令和3(2021)年度)

※各市区町村の一部のみで生息が確認されている場合でも、当該市区町村の全域に着色している。

8 目標達成のための方策

(1) 被害防除

防護柵による被害防除は、被害の減少だけでなく、栄養価の高い食物の供給を絶つことによる個体数の増加抑制にも繋がる重要な取組である。

このため、被害が発生している地域を詳細に把握するとともに、地域の状況に応じた計画的な防護柵の設置及び適切な維持管理を行う。

なお、防護柵の設置にあたっては、わな設置と環境整備も一体的に実施することで、被害対策を効率的に実施する。

ア. 防護柵の設置

防護柵の整備を各戸単位で行った場合であっても、周辺にイノシシを誘引するような耕作放棄地や被害対策を行っていない農地等があれば、十分な効果を発揮することは困難であることから、地域単位での防護柵の設置を推進するとともに、周辺の環境整備も併せて行う。

県は市町村等とともに、状況に応じた適切な防護柵の選定や、なるべく防護柵が途切れないようにする等、効果的な設置が図られるよう指導・助言を行う。

また、新たに被害が発生した地域についても、捕獲だけでは被害を無くすことは困難であることから、防護柵の設置を推進する。

特に、本県で主に使用されていた個別柵やグループ柵*に比べて、集落柵*は農業被害軽減効果が高かったという報告がある⁸⁾。個別柵、グループ柵、集落柵のいずれも「防護柵なし」に比べて、被害発生を大きく抑える効果が示されており、防護柵の効果が薄い地域においては、環境診断の実施により、効果的な防護柵の種類を選択や設置方法の見直しを行う。

イ. 維持管理

防護柵による被害防除は、その効果を持続させるため継続的に維持管理することが重要である。設置した防護柵は農地や地域を守る施設であることから、集落等の地域の力で維持管理するよう促進する。

また、県は市町村等とともに、維持管理が適切に図られるよう指導・助言を行う。

(2) 生息環境管理

農作物被害を軽減するには、防護柵の設置や捕獲だけでなく、農村集落において、収穫しない野菜や果物の処分・伐採、二番穂を防止するための早期耕うんの実施、耕作放棄地の解消、森林整備事業による間伐等の実施及び竹林の拡大防止並びに藪の刈り払い等によりイノシシの隠れ場を無くす等、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりが必要である。

このため、地域住民等に対し生息環境管理の積極的な実施を促すことで、イノシシの集落への侵入を防止するとともに、人との軋轢を抑制する。

また、過疎化や高齢化が進行した農村の現状を鑑み、情報共有を図ることで都市住民との協働による生息環境管理を推進するとともに、里山再生に向けて地域住民と都市住民とのつながりをより緊密なものとする等、県民の参加による取組を推進する。

さらに、近年、発生が増加が確認されているナラ枯れによる餌資源の減少や下層植性の変化が、イノシシを含めた野生鳥獣の生息に及ぼす影響について調査、情報収集を行う。

(3) 個体数管理（捕獲の取組）

地域ごとのイノシシの生息状況や被害状況に応じて個体数管理の役割を位置づけ、適切な方法を選択するとともに、地域の実情を踏まえた捕獲体制の整備を進める必要がある。

ア. 地域区分ごとの方針

【被害対策地域】

恒常的に農作物被害が発生している地域であることから、農地周辺での捕獲を重点的に実施することで、加害個体を確実に捕獲するよう努める。また、被害農地に近接した里山に生息するイノシシの密度を減少させることで、被害の軽減を図る。

【拡大防止地域】

従来イノシシの生息やイノシシによる農作物被害が報告されていなかった地域であることから、特に重点的に捕獲を行うことで、被害の発生及び分布域の拡大を防止する。

【前線地域及び注意地域】

侵入の初期段階で迅速に対応することが重要であるため、発見した個体の早期捕獲に努めることで、分布域の拡大防止を図る。

イ. 個体数管理の方法

(ア) 狩猟

狩猟は野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。

全捕獲頭数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。

狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化等、事故防止のための対策を行う。

また、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が15cm以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。

(イ) 許可捕獲（数の調整目的）

本計画の対象地域におけるイノシシの管理目的での捕獲は、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」を目的とした捕獲とする。

(ウ) 許可捕獲（被害防止目的）

市町村による有害捕獲は個体数管理の核となる取組であり、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。本目的による捕獲の実施にあたっては、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定し、活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的な捕獲方法により、効果的な時期に実施することが望ましい。

また、イノシシは市町村界を越えて移動することから、市町村間の連携を含めた広域的な捕獲が有効であるため、県はその取組について促進する。

さらに県は、このような市町村の捕獲への取組に対し補助金等により積極的に支援をするとともに、地域の実情を踏まえた被害対策を実施するため、捕獲許可権限の移譲についても推進していく。

なお、銃器を使用した捕獲においては、その実施にあたり「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」等を参考に、事故防止のための安全対策を十分に講じるよう市町村に周知徹底する。

(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の達成に向け、市町村による有害捕獲に加え、必要に応じて県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。指定管理鳥獣捕獲等事業では、特に分布拡大が懸念される地域、豚熱（CSF）侵入防止のために捕獲強化すべき地域等で広域的に実施することを基本とする。

実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める。

なお、実施計画を策定する際は、市町村との役割分担等を考慮し、事前に関係者と調整を行うよう留意する。

(オ) ICT 技術の活用の推進

捕獲従事者が限られていることから、捕獲に係る作業や記録の効率化を図ることが重要である。

このため、自動通報装置等の ICT 技術の活用を積極的に推進することにより、わなの見回りの労力を省力化し、効果的かつ効率的な捕獲につなげる。

(4) 普及啓発及び人材育成

総合的な対策を効果的に実施するためには、正しい情報に基づき被害の軽減に有効な対策を確実に実施することが重要である。また、対策の担い手を確保し、その知識・技術水準の向上を図ることで効果的な対策の実施が可能となることから、以下の方策を進める。

ア. 普及啓発

(ア) 事前対策及び初期対応の徹底

イノシシは繁殖力が高く、定着後は急速に生息数が増加するため、早い段階でのイノシシの生息状況把握、対策実施が重要である。

このため、県や市町村等は、イノシシの出没をいち早く把握する体制整備を進め

られるよう、生態や出没した痕跡の見分け方・対策方法を、農家等に普及する。

また、県や市町村等は関係機関等に、分布初期段階での、出没・被害状況の迅速な把握と早期対策の有効性を周知し、対策の体制整備を促進する。

(イ) 普及啓発教材の活用

千葉県野生鳥獣対策本部において作成した、捕獲や防護柵の設置・維持管理等のイノシシ対策に係る普及啓発教材を、関係機関や農家等での活用を促し、対策技術の向上を図る。

また、農作物被害を軽減するためには、加害個体の捕獲や箱わなで成獣メスを捕獲することが有効であるが、そのための捕獲技術についても教材の活用等により普及する。

(ウ) 放獣や飼育イノシシの脱走防止

県や市町村は、イノシシの放獣や飼育個体の脱走により、新たに分布域が拡大しないよう、ホームページやポスター等により啓発する。

イ. 人材育成

(ア) 地域ぐるみの対策の推進

被害防除及び生息環境管理を継続的に実施する上では、地域が一体となって取り組むことが有効である。また、集落単位で捕獲を行い、捕獲にかかる負担を分担することで、継続的な取組が可能となる。

地域ぐるみの対策を実施する上では、地域リーダーの存在が欠かせないことから、地域住民等への研修や現地指導等を通して地域リーダーの育成を図ることで、地域ぐるみの対策を推進する。

(イ) 捕獲の担い手確保

地域ぐるみの被害対策を実施するため、地域住民を核とした捕獲の担い手を確保するとともに、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置や、地域の捕獲隊の設置により捕獲体制の整備を進める。

狩猟免許所持者数が減少傾向にあることから、狩猟免許取得促進事業補助金を積極的に活用することにより、有害捕獲事業の従事者となるわな猟免許所持者の増加に努める。また、狩猟免許所持者の高齢化が進行していることから、若年層等を主な対象として、免許の取得促進を目的としたセミナーを開催し、狩猟の普及・啓発を図るとともに、免許所持者を対象にした捕獲技術向上のための研修を実施する等、狩猟者の確保・育成に努める。

平成 26(2014)年度に国が新たに導入した認定鳥獣捕獲等事業者制度についても、積極的な活用を図る。

(ウ) 関係職員の専門性の向上

県は市町村や農協職員、県出先機関の職員等に対し、イノシシ対策を効果的に実施

するための基本的な考え方や、具体的な被害対策手法について研修を行うことにより、地域一体となったイノシシ対策の推進を図る。

9 その他

8「目標達成のための方策」のとおり、被害防除、生息環境管理及び個体数管理等の施策を中心に進めるほか、以下のような対策も併せて実施していく。

(1) 捕獲されたイノシシの食肉利用

捕獲されたイノシシを地域資源として有効活用することは重要である。

このため、捕獲されたイノシシを食肉用として処理又は販売する者に対し、「千葉県野生鳥獣肉処理衛生管理講習会」を開催するとともに、「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」や県の「出荷・検査方針」に基づき、衛生的で安全なイノシシ肉の流通を促進する。

新たに食肉の処理施設の設置を希望する地域については、国庫補助事業の活用を促す。

(2) 捕獲個体の処理

食肉として有効活用できない場合には、関係法令に基づき埋設または一般廃棄物として処理する。なお、捕獲個体の処理に係る負担が課題となっていることなどから、有害鳥獣専用の焼却施設の設置を希望する地域については、国庫補助事業の活用を促す。

(3) 市街地出沒への対応体制の整備

イノシシの市街地出沒に対応するため、県は出沒時の対応を整理した「千葉県イノシシ等市街地出沒対応ガイドライン」に基づき、市町村や関係機関は対応体制を整備する。

また、県や市町村等は、市街地出沒の危険性や出沒時の対応について、地元住民にリーフレット等で周知する。なお、周囲に教育機関がある場合には、迅速に教育機関へ通知する。

(4) モニタリング等の調査研究

本県のイノシシを科学的・計画的に管理していくためには、長期にわたるモニタリング調査が必要であるため、捕獲状況及び捕獲個体並びに被害状況について継続的に調査し、その動向を把握する。

各種のモニタリング調査により現況を把握するとともに、随時、管理方法を見直す。

ア. モニタリングの項目

以下の項目等について、管理目標を達成するために必要な調査を行う。

【計画策定時に行う内容】

- ・ 野生獣アンケート
- ・ 実施したモニタリングの資料分析・総まとめ

【毎年行う内容】

- ・ 捕獲実態の調査
捕獲頭数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重
- ・ CPUE（捕獲努力量：一人が一日あたり何頭のイノシシを捕獲したか）
- ・ SPUE（目撃効率：一人が一日あたり何頭のイノシシを目撃したか）
- ・ イノシシ（野生鳥獣）の感染症問題にかかる情報収集
- ・ 農作物の被害金額・面積

【検討すべき調査内容】

- ・ 個体数推定
- ・ 胎子数の調査、齢査定等
- ・ 堅果類の豊凶調査

イ. 基礎データ収集体制の確立

捕獲した個体から得られる様々な情報の蓄積は長期的にイノシシの個体数を管理していく上で必要であることから、県は継続して基礎データの収集に努める。

県及び市町村は基礎資料蓄積の重要性を認識し、捕獲実施者や狩猟者に対し、捕獲個体データの収集への協力を求めていく。

（５）事例収集

集落単位での被害対策の成功事例を収集し、市町村と連携しながら普及啓発を行う。

（６）情報公開

計画内容や収集した情報の分析結果等、イノシシ管理に係る情報公開を積極的に行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。

（７）豚熱（CSF）まん延の防止

令和2（[2020](#)）年9月の環境省及び農林水産省からの「CSF まん延防止捕獲強化通知」に基づき、関係機関と連携のうえ、野生イノシシの捕獲重点エリアを設定し、捕獲の強化を図るとともに、捕獲時等の防疫措置の実施を推進する。

また、防疫措置の実施にあたっては、環境省作成の「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」並びに、「千葉県野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル」を活用し、関係部局で対応にあたり、イノシシの有害捕獲が継続できるようにする。

（８）実施体制

ア. 施策の推進体制

千葉県野生鳥獣対策本部において、県・市町村・関係団体が一体となって被害防除、生息環境管理、個体数管理及び資源活用等のイノシシ対策を総合的に推進していく。また、県・市町村・地域が、適切な役割分担のもと被害対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る（表6）。

なお、イノシシ被害対策にあたっては、被害防止計画に基づき市町村が主体的に被害防除や捕獲を行うこととする。しかし、単一市町村の実施では被害を十分に防止することが困難である場合には、県は広域的な捕獲の実施体制について、関係市町村と連携を図ることとする。

イ. 施策の検証体制

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、学識経験者、関係行政機関、農林水産団体、狩猟者団体、自然保護団体等で構成される千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会において、計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証する。

また、イノシシの対策は強化していく必要があることから、研究機関と情報交換を行い、知見を深め、さらに効果的な施策を打ち出していくこととする。

表7 関係主体別取組項目

	被害防除・生息環境管理	捕獲	普及啓発・人材育成	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の推進、見直し作業等の取りまとめ ・市町村の計画的な防護柵設置の支援 ・鳥獣被害対策実施隊の整備支援 ・生息環境管理の支援 間伐等の実施及び竹林拡大防止の取組支援 ・効果的な被害防止のための試験研究 ・被害防止対策に関する研修会等の開催 ・地域野生鳥獣対策の連絡調整 ・農作物被害の調査から得た地域状況の情報提供 ・都市住民との協働による里山再生の県民運動化の仕組み作り ・有害獣対策指導員の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の推進、見直し作業等の取りまとめ ・市町村捕獲の支援、捕獲の担い手確保の支援 有害捕獲の支援、市町村捕獲隊設置の調整支援、わな猟免許取得促進支援 ・知事賞交付等による狩猟促進 ・イノシシ生息状況等の調査（アンケート等）による情報提供 ・科学的データの蓄積、分析 ・被害防止に有効な捕獲手法の試験研究 ・捕獲事業における安全対策に関する研修会等の開催 ・市町村への捕獲許可権限の移譲 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前対策及び初期対応の徹底 ・普及啓発教材の作成による対策技術の向上 ・放獣や逃げ出しの防止推進 ・地域ぐるみの対策の推進 ・捕獲の担い手確保 ・関係職員の専門性の向上 ・千葉県野生鳥獣肉処理衛生管理講習会の開催による食肉利用の推進 ・イノシシの被害対策に係る情報の公開 ・市街地出没の対応マニュアルを基に、対応体制整備 ・鳥獣捕獲等事業の認定・推進（法18の2） 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画作成による主体的な対策の実施 ・計画的な防護柵の配置、維持管理 ・鳥獣被害対策実施隊等の設置と防護柵整備 ・生息環境管理（イノシシの侵入防止）計画 ・都市住民との協働による里山再生活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画作成による主体的な対策の実施 ・計画的な捕獲の担い手確保（捕獲隊の設置や捕獲機材の調達、わな猟免許取得促進支援） ・鳥獣被害対策実施隊等による捕獲の実施 ・捕獲個体の処分 ・捕獲、生息情報の収集 ・関係者（市町村、狩猟者団体、農家等）間の調整 ・捕獲許可権限の行使 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前対策及び初期対応の徹底 ・普及啓発教材の活用による対策技術の向上 ・地域ぐるみの対策の推進 ・研修会の実施・情報提供 ・捕獲の担い手確保 ・関係者（農家、関係機関等）間の情報交換 ・放獣や逃げ出しの防止の推進 ・市街地出没時の対応体制整備 	
地域	農家	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の調査を行うことによる地域の現状認識 ・防護柵設置、維持管理 ・生息環境管理の実施（イノシシ侵入防止、竹林伐採等によるえさ場の排除等） ・都市住民との協働等による里山再生活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の担い手（狩猟免許の取得、市町村の実施する捕獲事業への協力） ・生息状況等の情報提供 ・放獣や逃げ出しの防止（監視等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会等の受講による被害対策への理解及び対策技術の向上 ・普及啓発教材の活用による対策技術の向上
	狩猟者	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の調査を行うことによる地域の現状認識への協力 ・防護柵設置、維持管理への協力 ・生息環境管理の実施（イノシシ侵入防止、竹林伐採等によるえさ場の排除等）への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の担い手（狩猟による捕獲の実施、市町村の実施する捕獲事業への参画） ・生息状況等の情報提供 ・放獣や逃げ出しの防止（監視等） 	
	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の調査を行うことによる地域の現状認識への協力 ・防護柵設置、維持管理への協力 ・生息環境管理の実施（イノシシ侵入防止、竹林伐採等によるえさ場の排除等）への協力 ・里山再生活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の担い手（狩猟免許の取得、市町村の実施する捕獲事業への協力） ・生息状況等の情報提供 ・放獣や逃げ出しの防止（監視等） 	

用語解説

(本文中の*印のある用語等について解説)

- ・ 特用林産物・・・森林原野を資源とする一般木材を除くものの総称。たけのこ、きのこ類、山菜類、非食用のうるし、木炭等。
- ・ 千葉県野生鳥獣対策本部・・・県・市町村・関係団体が一体となって防護、捕獲、生息環境管理及び資源活用等の野生鳥獣対策を総合的に推進していく機関。
- ・ R3 アンケート調査・・・県内における令和2 (2020)年度のイノシシの生息状況、農作物被害状況および対策状況を地図上で詳細に把握するため、令和3 (2021)年7月から8月に実施したアンケート調査。アンケートによる聞き取り対象は、地域の実情を把握している農家組合長や自治会長とした。
- ・ 有害捕獲・・・鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を「有害捕獲」とする。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業・・・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定められた、集中的かつ広域的に管理を図る必要のある鳥獣（令和3 (2021)年度時点で、ニホンジカ、イノシシが指定されている）を都道府県が捕獲する事業。
- ・ グループ柵・・・近接する複数の農地を1つの柵で囲う柵のこと
- ・ 集落柵・・・集落全体を囲う柵のこと

引用文献

- 1) 三浦慎吾. 1991. 日本産偶蹄類の生活史戦略とその保護管理. 朝日稔・川道武男 (編)、現代の哺乳類学, pp. 244-273. 朝倉書店, 東京
- 2) 松下邦夫. 1978. 小金牧と将軍鹿狩り. 小金牧と将軍御鹿狩, pp. 7-11. 松戸市文化ホール, 松戸
- 3) 鈴木牧. 2014. 森林に棲む動物たちの世界. わが国最古の「大学の森」東京大学千葉演習林のすべて, pp. 180-192. 東京大学演習林出版局, 東京
- 4) 浅田正彦・直井洋司・阿部晴恵・菫澤雄希. 2001. 房総半島におけるイノシシ (*Sus scrofa* Linnaeus, 1758) の生息状況. 千葉県立中央博物館自然誌研究報告, 6 (2) : 201-207
- 5) 「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針」(平成 11 年策定)
- 6) 永田純子・落合啓二. 2009. 千葉県における昭和 20 年代のイノシシの頭骨をもちいた遺伝解析: 近年のイノシシ個体群との比較. 野生生物保護, 12 (1) : 27-32.
- 7) 小寺祐二. 2007. KODERA 式イノシシ週齢読み取りマニュアル.
- 8) 松村広貴・大谷徹・河名利幸. 2020. 安房地域の 3 市町における個別柵やグループ柵と比較した集落柵のイノシシ被害軽減効果. 千葉農林総研研報, 12 : 35-43